



六 令別表第三第二号19の4に掲げる物又は、別表第一第十九号の4に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務のうち、これらを成形し、加工し、又は包装する業務以外の業務  
七 令別表第三第二号23の2に掲げる物又は別表第一第二十三号の2に掲げる物（以下この号において「ナフタレン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、次に掲げる業務

イ 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備（密閉式の構造のものに限る。）における同じ。ロにおける同様の試料の採取の業務

八 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務（イ及びロに掲げる業種に自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。））

ハ 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う物又は別表第一第三十四号の3に掲げる物（以下この号及び第三十八条の2二十において「リフラクタリーセラミックファイバー等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、パインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）

### 第二条の三 この省令（第二十二条、第二十二条の二、第三十八条の八（有機則第七章の規定を準用する場合に限る。）、第三十八条の十三第三項から第五項まで、第三十八条の十四、第三十八条の二十第二項から第四項まで及び第七項、第六章並びに第七章の規定を除く。）は、事業場が次の各号（令第二十二条第一項第三号の業務に労働者が常時従事していない事業場については、第四号を除く。）に該当すると当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この条において「所轄都道府県労働局長」という。）が認定したときは、第三十六条の二第一項に掲げる物（令別表第三第一号3、6又は7に掲げる物を除く。）を製造し、又は取り扱う作業又は業務（前条の規定により、この省令が適用されない業務を除く。）については、適用されない業務を除く。）については、適用されない。

二 過去三年間に当該事業場において特定化学物質による労働者が死亡する労働災害又は休業の日数が四日以上の労働災害が発生したこと。  
三 過去三年間に当該事業場の作業場所について行われた第三十六条の二第一項の規定による評価の結果が全て第一管理区分に区分されたこと。  
四 過去三年間に当該事業場の労働者について行われた第三十九条第一項の健康診断の結果、新たに特定化学物質による異常所見があると認められる労働者が発見されなかつたこと。  
五 過去三年間に一回以上、労働安全衛生規則に掲げる事項について、化学物質管理専門家（当該事業場に属さない者に限る。）による評価を受け、当該評価の結果、当該事業場において特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていないと認められる。

六 過去三年間に事業者が当該事業場について労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に違反していないこと。  
前項の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする事業場の事業者は、特定化学物質障害予防規則適用除外認定申請書（様式第一号）により、当該認定に係る事業場が同項第一号及び第三号から第五号まで

適用されることを確認できる書面を添えて、適用しない。

に該当することを確認できる書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

換気装置を設けなければならない。ただし、令別表第三第一号3に掲げる物又は同号8に掲げる物で同号3に係るもの（以下「塩素化ビフル等」という。）を容器に入れ、又は容器から取り出す作業を行う場合で、当該事業場所に出を受けた場合において、認定をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該申請書を提出した事業者に通知しなければならない。

3 認定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 第一項から第三項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。

5 第一項第号から第五号までに掲げる事項のいずれかに該当しなくなつたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

6 認定を受けた事業者は、当該認定に係る事業場が第一項第号から第五号までに掲げる事項のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すことができる。

7 所轄都道府県労働局長は、認定を受けた事業者が次のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すことができる。

8 前項の場合における第一項第三号の規定の適用については、同号中「過去三年間に当該事業場の作業場所について行われた第三十六条の二第一項の規定による評価の結果が全て第一管理区分に区分された」とあるのは、「過去三年間に当該事業場の作業場所に係る作業環境が第三十六条の二第一項の第一管理区分に相当する水準にある」とする。

9 第二類物質の製造等に係る設備

10 第二類物質の製造等に係る設備

11 第二類物質の製造等に係る設備

12 第二類物質の製造等に係る設備

13 第二類物質の製造等に係る設備

14 第二類物質の製造等に係る設備

15 第二類物質の製造等に係る設備

16 第二類物質の製造等に係る設備

17 第二類物質の製造等に係る設備

18 第二類物質の製造等に係る設備

19 第二類物質の製造等に係る設備

20 第二類物質の製造等に係る設備

21 第二類物質の製造等に係る設備

22 第二類物質の製造等に係る設備

23 第二類物質の製造等に係る設備

24 第二類物質の製造等に係る設備

25 第二類物質の製造等に係る設備

26 第二類物質の製造等に係る設備

27 第二類物質の製造等に係る設備

28 第二類物質の製造等に係る設備

29 第二類物質の製造等に係る設備

30 第二類物質の製造等に係る設備

31 第二類物質の製造等に係る設備

32 第二類物質の製造等に係る設備

33 第二類物質の製造等に係る設備

34 第二類物質の製造等に係る設備

35 第二類物質の製造等に係る設備

36 第二類物質の製造等に係る設備

37 第二類物質の製造等に係る設備

38 第二類物質の製造等に係る設備

39 第二類物質の製造等に係る設備

40 第二類物質の製造等に係る設備

41 第二類物質の製造等に係る設備

42 第二類物質の製造等に係る設備

43 第二類物質の製造等に係る設備

44 第二類物質の製造等に係る設備

45 第二類物質の製造等に係る設備

46 第二類物質の製造等に係る設備

47 第二類物質の製造等に係る設備

48 第二類物質の製造等に係る設備

49 第二類物質の製造等に係る設備

50 第二類物質の製造等に係る設備

51 第二類物質の製造等に係る設備

52 第二類物質の製造等に係る設備

53 第二類物質の製造等に係る設備

54 第二類物質の製造等に係る設備

55 第二類物質の製造等に係る設備

56 第二類物質の製造等に係る設備

57 第二類物質の製造等に係る設備

58 第二類物質の製造等に係る設備

59 第二類物質の製造等に係る設備

60 第二類物質の製造等に係る設備

61 第二類物質の製造等に係る設備

62 第二類物質の製造等に係る設備

63 第二類物質の製造等に係る設備

64 第二類物質の製造等に係る設備

65 第二類物質の製造等に係る設備

66 第二類物質の製造等に係る設備

67 第二類物質の製造等に係る設備

68 第二類物質の製造等に係る設備

69 第二類物質の製造等に係る設備

70 第二類物質の製造等に係る設備

71 第二類物質の製造等に係る設備

72 第二類物質の製造等に係る設備

73 第二類物質の製造等に係る設備

74 第二類物質の製造等に係る設備

75 第二類物質の製造等に係る設備

76 第二類物質の製造等に係る設備

77 第二類物質の製造等に係る設備

78 第二類物質の製造等に係る設備

79 第二類物質の製造等に係る設備

80 第二類物質の製造等に係る設備

81 第二類物質の製造等に係る設備

82 第二類物質の製造等に係る設備

83 第二類物質の製造等に係る設備

84 第二類物質の製造等に係る設備

85 第二類物質の製造等に係る設備

86 第二類物質の製造等に係る設備

87 第二類物質の製造等に係る設備

88 第二類物質の製造等に係る設備

89 第二類物質の製造等に係る設備

90 第二類物質の製造等に係る設備

91 第二類物質の製造等に係る設備

92 第二類物質の製造等に係る設備

93 第二類物質の製造等に係る設備

94 第二類物質の製造等に係る設備

95 第二類物質の製造等に係る設備

96 第二類物質の製造等に係る設備

97 第二類物質の製造等に係る設備

98 第二類物質の製造等に係る設備

99 第二類物質の製造等に係る設備

100 第二類物質の製造等に係る設備

101 第二類物質の製造等に係る設備

102 第二類物質の製造等に係る設備

103 第二類物質の製造等に係る設備

104 第二類物質の製造等に係る設備

105 第二類物質の製造等に係る設備

106 第二類物質の製造等に係る設備

107 第二類物質の製造等に係る設備

108 第二類物質の製造等に係る設備

109 第二類物質の製造等に係る設備

110 第二類物質の製造等に係る設備

111 第二類物質の製造等に係る設備

112 第二類物質の製造等に係る設備

113 第二類物質の製造等に係る設備

114 第二類物質の製造等に係る設備

115 第二類物質の製造等に係る設備

116 第二類物質の製造等に係る設備

117 第二類物質の製造等に係る設備

118 第二類物質の製造等に係る設備

119 第二類物質の製造等に係る設備

120 第二類物質の製造等に係る設備

121 第二類物質の製造等に係る設備

122 第二類物質の製造等に係る設備

123 第二類物質の製造等に係る設備

124 第二類物質の製造等に係る設備

125 第二類物質の製造等に係る設備

126 第二類物質の製造等に係る設備

127 第二類物質の製造等に係る設備

128 第二類物質の製造等に係る設備

129 第二類物質の製造等に係る設備

130 第二類物質の製造等に係る設備

131 第二類物質の製造等に係る設備

132 第二類物質の製造等に係る設備

133 第二類物質の製造等に係る設備

134 第二類物質の製造等に係る設備

135 第二類物質の製造等に係る設備

136 第二類物質の製造等に係る設備

137 第二類物質の製造等に係る設備

138 第二類物質の製造等に係る設備

139 第二類物質の製造等に係る設備

140 第二類物質の製造等に係る設備

141 第二類物質の製造等に係る設備

142 第二類物質の製造等に係る設備

143 第二類物質の製造等に係る設備

144 第二類物質の製造等に係る設備

145 第二類物質の製造等に係る設備

146 第二類物質の製造等に係る設備

147 第二類物質の製造等に係る設備

148 第二類物質の製造等に係る設備

149 第二類物質の製造等に係る設備

150 第二類物質の製造等に係る設備

151 第二類物質の製造等に係る設備

152 第二類物質の製造等に係る設備

153 第二類物質の製造等に係る設備

154 第二類物質の製造等に係る設備

155 第二類物質の製造等に係る設備

156 第二類物質の製造等に係る設備

157 第二類物質の製造等に係る設備

158 第二類物質の製造等に係る設備

159 第二類物質の製造等に係る設備

160 第二類物質の製造等に係る設備

161 第二類物質の製造等に係る設備

162 第二類物質の製造等に係る設備

163 第二類物質の製造等に係る設備

164 第二類物質の製造等に係る設備

165 第二類物質の製造等に係る設備

166 第二類物質の製造等に係る設備

167 第二類物質の製造等に係る設備

168 第二類物質の製造等に係る設備

169 第二類物質の製造等に係る設備

170 第二類物質の製造等に係る設備

171 第二類物質の製造等に係る設備

172 第二類物質の製造等に係る設備

173 第二類物質の製造等に係る設備

174 第二類物質の製造等に係る設備

175 第二類物質の製造等に係る設備

176 第二類物質の製造等に係る設備

177 第二類物質の製造等に係る設備

178 第二類物質の製造等に係る設備

179 第二類物質の製造等に係る設備

180 第二類物質の製造等に係る設備

181 第二類物質の製造等に係る設備

182 第二類物質の製造等に係る設備

183 第二類物質の製造等に係る設備

184 第二類物質の製造等に係る設備

185 第二類物質の製造等に係る設備

186 第二類物質の製造等に係る設備

187 第二類物質の製造等に係る設備







五 作業を行う設備の開口部で、特定化学物質が当該設備に流入するおそれのないものを全部開放すること。

六 換気装置により、作業を行う設備の内部を十分に換気すること。

七 測定その他の方法により、作業を行う設備の内部について、特定化学物質により健康障害を受けるおそれのないことを確認すること。

八 第三号により施した閉止板等を取り外す場合において、特定化学物質が流出するおそれのあるときは、あらかじめ、当該閉止板等とそれに最も近接したバルブ、コック等との間の特定化学物質の有無を確認し、必要な措置を講ずること。

九 非常の場合に、直ちに、作業を行う設備の内部の労働者を避離させるための器具その他の設備を備えること。

十 作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護袋、保護長靴、呼吸用保護具等必要な保護具を使用させること。

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項第三号から第六号までの措置を講ずること等について配慮しなければならない。

事業者は、前項の請負人に対し、第一項第七号及び第八号の措置を講ずる必要がある旨並びに同項第十号の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

事業者は、第一項第七号の確認が行われていない設備については、当該設備の内部に頭部を入れてはならない旨を、あらかじめ、作業に従事する者に周知させなければならない。

労働者は、事業者から第一項第十号の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第二十二条の二 事業者は、特定化学物質を製造し、取り扱い、若しくは貯蔵する設備等の設備（前条第一項の設備及びタンク等を除く。以下この条において同じ。）の改造、修理、清掃等の作業に該当するものを除く。）に労働者を從事させる場合において、当該設備を分解する、内部に立ち入る作業（酸欠則第二条第八号の第二種酸素欠乏危険作業及び酸欠則第二十五条の二の作業に該当するものを除く。）に労働者を從事させる場合において、当該設備の溶断、研磨等により特定化学物質を発生させるおそれのあるときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業の方法及び順序を決定し、あらかじめ、これを作業に従事する労働者に周知させること。

二 特定化学物質による労働者の健康障害の予防について必要な知識を有する者のうちから指揮者を選任し、その者に当該作業を指揮させること。

三 作業を行う設備の開口部で、特定化学物質が当該設備に流入するおそれのないものを全て開放すること。

四 換気装置により、作業を行う設備の内部を十分に換気すること。

五 非常の場合に、直ちに、作業を行う設備の内部の労働者を退避させるための器具その他の設備を備えること。

六 事業者に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴、呼吸用保護具等必要な保護具を使用させること。

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合において、同項の設備の溶断、研磨等により特定化学物質を発生させるおそれのあるときは、当該請負人に対し、同項第三号及び第四号の措置を講ずること等について配慮するとともに、当該請負人に対し、同項第六号の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

労働者は、事業者から第一項第六号の保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(退避等)

**第二十三条** 事業者は、第三類物質等が漏えいした場合において健康障害を受けるおそれのあるときは、作業に従事する者を作業場等から退避させなければならぬ。

事業者は、前項の場合には、第三類物質等による健康障害を受けるおそれのないことを確認するまでの間、作業場等に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

(立入禁止措置)

**第二十四条** 事業者は、次の作業場に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

第一類物質又は第二類物質（クロロホルム等及びクロロアルキル鉛等のものであつて別表第一第三十七号に掲げる物を除く。第三十二条及び第三十八条の二において同じ。）を製造し、又は取り扱う作業場（臭化メチル等を用いて燐蒸作業を行う作業場を除く。）を設置する作業場以外の作業場で第三類物質等を合計百リットル以上取り扱うもの（容器等）

**第二十五条** 事業者は、特定化学物質の保管については、一定の場所を定めておかなければならぬ。又は貯蔵するときは、当該物質が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならない。

事業者は、前項の容器又は包装の見やすい箇所に当該物質の名称及び取扱い上の注意事項を表示しなければならない。

事業者は、特定化学物質の保管については、一定の場所を定めておかなければならぬ。

事業者は、特定化学物質の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装について、当該物質が発散しないよう措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければならない。

事業者は、特別有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。

一 当該屋内で作業に従事する者がその貯蔵場所に立ち入りることを防ぐ設備

二 特別有機溶剤又は令別表第六の二に掲げる有機溶剤（第三十六条の五及び別表第一第三十七号において單に「有機溶剤」という。）の蒸気を屋外に排出する設備

（救護組織等）

**第二十六条** 事業者は、特定化学設備を設置する作業場については、第三類物質等が漏えいしたときに備え、救護組織の確立、関係者の訓練等に努めなければならない。

**第五章 管理**

**第二十七条** 事業者は、令第六条第十八号の作業について、特定化学物質及び四アルキル鉛等の作業主任者技能講習（次項に規定する金属アクリ溶接等作業主任者限定技能講習を除く。第五

十二条第一項及び第三項において同じ。) (特別有機溶剤業務に係る作業、有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。

事業者は、前項の規定にかかわらず、令第六条第十八条号の作業のうち、金属をアーケン接する作業、アーケンを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業(以下「金属アーケン溶接等作業」という)については、講習科目を金属アーケン溶接等作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(第五十一条第四項において「金属アーケン溶接等作業主任者限定技能講習」という)を修了した者のうちから、金属アーケン溶接等作業主任者を選任することができる。

令第六条第十八条号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

二 第二条の二各号に掲げる業務

二 第三十八条の八において準用する有機則第二条第一項及び第三条第一項の場合におけるこれらの項の業務(別表第一第三十七号に掲げる物に係るものに限る。)

(特定化学物質作業主任者の職務)

二 第二十八条 事業者は、特定化学物質作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一 事業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないようになり、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

二 局所排気装置、ブッシュユープル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。

三 保護具の使用状況を監視すること。

四 タンクの内部において特別有機溶剤業務に従事するときは、第三十八条の八において準用する有機則第二十六条各号(第二号、第四号及び第七号を除く。)に定める措置が講じられていることを確認すること。  
(金属アーケン溶接等作業主任者の職務)

二 第二十八条の二 事業者は、金属アーケン溶接等作業主任者に次の事項を行わせなければならぬ。

一 作業に従事する労働者が溶接ヒュームにより汚染され、又はこれを吸入しないように、







**第三十八条の五** 事業者は、塩素化ビフェニル等を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。  
一 その日の作業を開始する前に、塩素化ビフェニル等が入つてゐる容器の状態及び当該容器が置いてある場所の塩素化ビフェニル等による汚染の有無を点検すること。

三 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間  
特別管理物質により著しく汚染される事が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

三に扱うる物（以下「特管物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場につては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。）において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保管するものとする。

**第三十八条の四**　事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一三号の2から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の二まで、

リ 第三十八条の十三第三項第二号に該当する場合において、同条第四項の措置を講ずる作業場

前号の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、当該容器を補修し、漏れた塩素化ビフエニル等を拭き取る等必要な措置を講ずること。

三 塩素化ビフエニル等を容器に入れ、又は容器から取り出すときは、当該塩素化ビフエニル等が漏れないよう、当該容器の注入口又は排気口に直結できる構造の器具を用いて行うこと。

3 包されていないものについては、付着したインジウム化合物等を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない旨を周知させなければならない。

（労働者は、事業者から第一項第二号の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（特別有機溶剤等に係る措置）

第三十八条の八 事業者が特別有機溶剤業務に労

第一	
令別表第	
令別表第三第二号3の3)	げる物の含有量が重量の五 パーセント以下の物で、同 号1の2、18の2、1 8の4、22の3又は2 の5に掲げる物のいずれか 一つを重量の一パーセント を超えて含有するものを含 む。)



表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けること。

ロイの除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けること。

ハイ及びロの除じん装置を有效地に稼働させること。

二 前項第二号イ及びロに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く）、前号の全体換気装置を有効に稼働させること等について配慮すること。

三 労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。

四 第二号の請負人に對し、有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用する必要がある旨を周知させること。

五 前項第二号イ及びロに掲げる作業を行う場所に当該作業に従事する者以外の者（有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用している者を除く。）が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

六 労働者は、事業者から前項第三号の保護具等（燻蒸作業に係る措置）の使用を命じられたときは、これらを使用しなければならない。

七 燻蒸に伴う倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸する場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならぬ。

八 倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸する場合において行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならぬ。

九 倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸する場合において行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならぬ。

一〇 投薬作業を行なう場合において、目張りをすること。

一一 倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸する場合において行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならぬ。

に送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させたとき、及び投薬作業の一部を請負人に請け負わせる場合において当該請負人に對し送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたときは、この限りでない。

三 倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸中の場所からの臭化メチル等の漏えいの有無を点検すること。

四 前号の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに目張りの補修その他必要な措置を講ずること。

五 倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸中の場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること。他の他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所に扉等を開放した後初めて作業に従事する者を立ち入らせる場合又は一部を燻蒸中の倉庫内の燻蒸が行われていない場所に作業に従事する者を立ち入らせる場合には、あらかじめ、当該倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場所又は当該燻蒸が行われていない場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該燻蒸が行われていない場所に係る測定は、当該場所の外から行うこと。

六 倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場所に扉等を開閉した後初めて作業に従事する者を立ち入らせる場合又は一部を燻蒸中の倉庫内の燻蒸が行われていない場所に作業に従事する者を立ち入らせる場合には、あらかじめ、当該倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場合又は当該燻蒸が行われていない場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該燻蒸が行われていない場所に係る測定は、当該場所から作業に従事する者が退避したこと。

七 倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸する場合において行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、天幕、ハッチボード等を開放するときは、当該場所から流出する臭化メチル等による労働者の汚染を防止するため、風向を確認する等必要な措置を講ずること。

八 倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸する場合において行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、天幕から流出する臭化メチル等による労働者の汚染を防止するため、風向を確認する等必要な措置を講ずること。

九 倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸する場合において行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、天幕から流出する臭化メチル等による労働者の汚染を防止するため、風向を確認する等必要な措置を講ずること。

一〇 倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸する場合において行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、天幕から流出する臭化メチル等による労働者の汚染を防止するため、風向を確認する等必要な措置を講ずること。

一一 倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸する場合において行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、天幕から流出する臭化メチル等による労働者の汚染を防止するため、風向を確認する等必要な措置を講ずること。

内で作業に従事する者のうち燻蒸に關係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること。他の他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該サイロが立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

二 倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場所に扉等を開閉した後初めて作業に従事する者を立ち入らせる場合又は一部を燻蒸中の倉庫内の燻蒸が行われていない場所に作業に従事する者を立ち入らせる場合には、あらかじめ、当該倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場合又は当該燻蒸が行われていない場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該燻蒸が行われていない場所に係る測定は、当該場所から作業に従事する者が退避したこと。

三 サイロに作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること。他の他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該サイロが立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

四 サイロに作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること。

五 サイロに作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること。

六 サイロに作業を開始する前に、天幕の破損の有無を点検すること。

七 サイロに作業を開始する前に、天幕の破損の有無を点検すること。

八 サイロに作業を開始する前に、天幕の破損の有無を点検すること。

九 サイロに作業を開始する前に、天幕の破損の有無を点検すること。

一〇 サイロに作業を開始する前に、天幕の破損の有無を点検すること。

一一 サイロに作業を開始する前に、天幕の破損の有無を点検すること。

イロに作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること。他の他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該サイロが立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

二 倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場所に扉等を開閉した後初めて作業に従事する者を立ち入らせる場合又は一部を燻蒸中の倉庫内の燻蒸が行われていない場所に作業に従事する者を立ち入らせる場合には、あらかじめ、当該倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場合又は当該燻蒸が行われていない場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該燻蒸が行われいない場所に係る測定は、当該場所から作業に従事する者が退避したこと。

三 サイロに作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること。他の他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該サイロが立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

四 サイロに作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること。

五 サイロに作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること。

六 サイロに作業を開始する前に、天幕の破損の有無を点検すること。

七 サイロに作業を開始する前に、天幕の破損の有無を点検すること。

八 サイロに作業を開始する前に、天幕の破損の有無を点検すること。

九 サイロに作業を開始する前に、天幕の破損の有無を点検すること。

一〇 サイロに作業を開始する前に、天幕の破損の有無を点検すること。

一一 サイロに作業を開始する前に、天幕の破損の有無を点検すること。

業以外の作業に従事する者が退避したこと

を確認すること。

ハ 燻蒸した船倉若しくは当該燻蒸した船倉に隣接する居住室等にビニルシート等を外した後初めて作業に従事する者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の船倉に隣接する居住室等に作業に従事する者を立ち入らせる場合には、当該船倉又は居住室等における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、労働者に送気マスク、空気呼吸器、隔壁式防毒マスク若しくは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させると要がある旨を周知させるときのほか、当該居住室等の外から行うこと。

十二 第七号ニ、第十号ヘ又は前号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること。その他の方法により禁止しなければならない。ただし、エチレンオキシド、酸化プロピレン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該以下とすることが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器、隔壁式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させ、及び作業に従事する者（労働者を除く。）が送気マスク、空気呼

吸器、隔壁式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用していき、又は当該測定を行う者（労働者を除く。）に対し送気マスク、空気呼吸器、隔壁式防毒マスク若しくは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させると要がある旨を周知させるときのほか、当該居住室等の外から行うこと。

十三 第七号ニ、第十号ヘ又は前号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレ

ン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、

労働者に送気マスク、空気呼吸器、隔壁式防毒マスク若しくは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させると要がある旨を周知させるときのほか、当該居住室等の外から行うこと。

十四 第七号ニ、第十号ヘ又は前号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレ

ン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること。その他の方法により禁止しなければならない。ただし、エチレンオ

キシド、酸化プロピレン、シアノ化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該以下とすることが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器、隔壁式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させ、及び作業に従事する者（労働者を除く。）が送気マスク、空気呼

吸器、隔壁式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用していき、又は当該測定を行う者（労働者を除く。）を、当該場所に立ち入らせることができる。

率（二トログリコールの重量とニトログリセリンの重量とを合計した重量中に占めるニトログリコールの重量の比率をいう。）が同表の下欄に掲げる値以下である薬を用いること。

（ベンゼン等に係る措置）

第三十八条の十六

事業者は、ベンゼン等を溶剤として取り扱う作業に労働者を従事させではない。ただし、ベンゼン等を溶剤として取り扱う設備を密閉式の構造のものとし、又は当該作業を行った場所に開口式フードの局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けたときは、直接接触しない方法により行わせ、かつ、当該作業を行った場所に開口式フードの局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けたときは、この限りでない。

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業を身体にベンゼン等が直接接触しない方法により行う必要がある旨を周知させなければならない。ただし、ベンゼン等を溶剤として取り扱う設備を密閉式の構造のものとするときは、この限りでない。

（二・三・一・二・タジエン等に係る措置）

第三十六条の二及び第六条の三の規定は第一項ただし書の局所排気装置及びブッシュ型換気装置について、第七条第一項及び第八条の規定は第一項ただし書の局所排気装置について、第七条第二項及び第八条の規定は第一項ただし書のブッシュ型換気装置について準用する。

（二・三・一・二・タジエン等に係る措置）

第三十七条

事業者は、一・三・一・二・タジエン等若しくは一・四・ジクロロ一・二・タジエン又は一・三・一・ブタジエン若しくは一・四・ジクロロ一・二・タジエンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「一・三・一・ブタジエン等」という。）を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならぬ。

（二・三・一・二・タジエン等に係る措置）

第三十八条の十七

事業者は、一・三・一・二・タジエン等若しくは一・三・一・ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所に、一・三・一・ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けること。ただし、一・三・一・ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはブッシュ型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させ、及び作業に従事

号から第三号までに定めるところによる必要がある旨を周知させなければならない。

（ベンゼン等に係る措置）

第三十八条の十八

事業者は、ベンゼン等を溶剤として取り扱う作業に労働者を従事させではない。ただし、ベンゼン等を溶剤として取り扱う設備を密閉式の構造のものとし、又は当該作業を行った場所に開口式フードの局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けたときは、この限りでない。

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業を身体にベンゼン等が直接接触しない方法により行わせ、かつ、当該作業を行った場所に開口式フードの局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けたときは、この限りでない。

（二・三・一・二・タジエン等に係る措置）

第三十九条

事業者は、一・三・一・二・タジエン等若しくは一・三・一・ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならぬ。

（二・三・一・二・タジエン等に係る措置）

第四十条

事業者は、一・三・一・二・タジエン等若しくは一・三・一・ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所に、一・三・一・ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはブッシュ型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させ、及び作業に従事

（二・三・一・二・タジエン等に係る措置）

第四十一条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第三十九条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第四十条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第四十一条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第四十二条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第四十三条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第四十四条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第四十五条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第四十六条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第四十七条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第四十八条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第四十九条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第五十条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第五十一条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第五十二条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第五十三条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第五十四条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第五十五条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第五十六条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第五十七条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第五十八条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第五十九条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第六十条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第六十一条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第六十二条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第六十三条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第六十四条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第六十五条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第六十六条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第六十七条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第六十八条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第六十九条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第七十条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第七十一条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第七十二条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第七十三条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第七十四条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第七十五条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第七十六条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第七十七条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第七十八条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第七十九条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第八十条

事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け

負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一

二

第八十一条

二 一・三一ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所には、次の事項を、見やすい箇所に掲示すること。ただし、前号の規定により一・三一ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはブンシユブル型換気装置を設けるとき、又は同号ただし書の規定により全体換気装置を設けるときは、二の事項については、この限りでない。

イ 一・三一ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所である旨

ロ 一・三一ブタジエン等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

ハ 一・三一ブタジエン等の取扱い上の注意事項

二 当該作業場所においては呼吸用保護具を使用する必要がある旨及び使用すべき呼吸用保護具

三 一・三一ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三ヶ月間保存すること。

イ 労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

ハ 一・三一ブタジエン等により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

四 一・三一ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させる事業者は、事業を廃止しようとするときには、特別管理物質等関係記録等報告書（様式第一号）に前号の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。

第七条第一項及び第八条の規定は前項第一号の局所排気装置について、第七条第二項及び第八条の規定は同号のブンシユブル型換気装置について準用する。ただし、前項第一号の局所排

**(醸酒・エテル等は除く) 第三十八条の十八** 事業者は

硫酸ジエチルをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「硫酸ジエチル等」という。）を触媒として取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所に、硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブツシュブル型換気装置を設けること。ただし、硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはブツシュブル型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させ、及び作業に従事する者（労働者を除く。）に対し呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知せしめる等健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

二 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所には、次の事項を、見やすい箇所に掲示すること。ただし、前号の規定により硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはブツシュブル型換気装置を設けるとき、又は同号ただし書の規定により全体換気装置を設けるときは、二の事項については、この限りでない。

イ 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所である旨

ロ 硫酸ジエチル等により生ずるおそれのある疾病的種類及びその症状

ハ 硫酸ジエチル等の取扱い上の注意事項

二 当該作業場所においては呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき記録し、これを三十年間保存すること。

イ 労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

### 第三十八条の十九

第三十九条の十九 事業者は、一・三一プロパンスルトン等による措置

スルトン又は一・三一プロパンスルトンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「一・三一プロパンスルトン等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならぬ。

二 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備については、密閉式の構造のものとすること。

三 一・三一プロパンスルトン等により汚染されたぼろ、紙くず等については、労働者が一・三一プロパンスルトン等により汚染されることを防止するため、蓋又は栓をした不浸透性の容器に納めておき、廃棄するときは焼却その他の方法により十分除毒すること。

四 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備（当該設備のバルブ又はコックを除く。）については、一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため堅牢な材料で造り、当該設備のうち一・三一プロパンスルトン等が接触する部分については、著しい腐食による一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため、一・三一プロパンスルトン等の温度、濃度等に応じ、腐食にくくい材料で造り、内張りを施す等の措置を講ずること。

五

五  
一・三・プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備のバルブ若しくはコック又はこれらを操作するためのスイッチ、押しボタン等については、これらの誤操作による一・三・プロパンスルトン等の漏えいを防止するため、次の措置を講ずること。

六  
イ 開閉の方向を表示すること。  
ロ 色分け、形状の区分等を行うこと。ただし、色分けのみによるものであつてはならない。  
六  
一・三・プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備のバルブ又はコックについては、次に定めるところによること。  
イ 開閉の頻度及び製造又は取扱いに係る一・三・プロパンスルトン等の温度、濃度等に応じ、耐久性のある材料で造ること。  
ロ 一・三・プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備の使用中にしばしば開放し、又は取り外すことのあるストレーナ等とこれらに最も近接した一・三・プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備（配管を除く。次号、第九号及び第十号において同じ。）との間には、二重に設けること。ただし、当該ストレーナ等と当該設備との間に設けられるバルブ又はコックが確実に閉止していくことを確認することができる装置を設けるときは、この限りがない。  
七  
一・三・プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備に原材料その他の物を送給する者が当該送給を誤ることによる一・三・プロパンスルトン等の漏えいを防止するため、見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示すること。  
八  
一・三・プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業を行うときは、次の事項について、一・三・プロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行うこと。  
イ バルブ、コック等（一・三・プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備又は

イ  
ロ  
イ  
一・三ープロパンスルトン等の温度、濃度等に応じ、耐久性のある材料で造ること。  
一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備の使用中にしばしば開放し、又は取り外すことのあるストレーナ等とこれらに最も近接した一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備（配管を除く。次号、第九号及び第十号において同じ。）との間には、二重に設けること。ただし、当該ストレーナ等と当該設備との間に設けられるバルブ又はコックが確実に閉止していくことを確認することができる装置を設けるときは、この限りでない。  
七  
一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備に原材料その他の物を送給する者が当該送給を誤ることによる一・三ープロパンスルトン等の漏えいを防止するため、見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示すること。  
八  
一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業を行うときは、次の事項について、一・三ープロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行うこと。  
イ　バルブ、コック等（一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備又は

五

一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備のバルブ若しくはゴック又はこれらを操作するためのスイッチ、押しボタン等については、これらの誤操作による一・三―プロパンスルトン等の漏えいを防止するため、次の措置を講ずること。

ロ 開閉の方向を表示すること。

イ 色分け、形状の区分等を行うこと。ただし、色分けのみによるものであつてはならない。

ハ 一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備のバルブ又はゴックについては、次に定めるところによること。

イ 開閉の頻度及び製造又は取扱いに係る一・三―プロパンスルトン等の温度、濃度等に応じ、耐久性のある材料で造ること。

ロ 一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備の使用中にしばしば開放し、又は取り外すことのあるストレーナ等とこれらに最も近接した一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備（配管を除く。次号 第九号及び第十号において同じ。）との間には、二重に設けること。ただし、当該ストレーナ等と当該設備との間に設けられるバルブ又はゴックが確実に閉止していることを確認することができる装置を設けるときは、この限りでない。

一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備に原材料その他の物を送給する者が当該送給を認ることによる一・三―プロパンスルトン等の漏えいを防止するため、見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示すること。

一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業を行うときは、次の事項について、一・三―プロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行うこと。

イ バルブ、コック等（一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備又は

容器に原材料を送給するとき、及び当該設備又は容器から製品等を取り出すときに使用されるものに限る。)の操作  
ロ 冷却装置、加熱装置、攪拌装置及び圧縮装置の操作  
ハ 計測装置及び制御装置の監視及び調整  
ニ 安全弁その他の安全装置の調整  
ホ 盖板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における一・三一プロパンスルトン等の漏えいの有無の点検  
ト 容器の運搬及び貯蔵試料の採取及びそれに用いる器具の処理  
チ 設備又は容器の保守点検及び洗浄並びに排液処理  
リ 異常な事態が発生した場合における応急措置  
ヌ 保護具の装着、点検、保管及び手入れその他一・三一プロパンスルトン等の漏えいを防止するため必要な措置  
九 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場及び一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する屋内作業場の床を不浸透性の材料で造ること。  
十 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場又は当該設備を設置する屋内作業場以外の作業場で一・三一プロパンスルトン等を合計百リットル以上取り扱うものに關係者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。  
十一 一・三一プロパンスルトン等を運搬し、又は貯蔵するときは、一・三一プロパンスルトン等が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をすること。  
十二 前号の容器又は包装の見やすい箇所に一・三一プロパンスルトン等の名称及び取扱い上の注意事項を表示すること。  
十三 一・三一プロパンスルトン等の保管については、一定の場所を定めておくこと。  
十四 一・三一プロパンスルトン等の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、一・三一プロパンスルトン等が発散しないこと。

二十一 事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書(様式第十一)の場所を定めて集積しておくこと。  
十五 その日の作業を開始する前に、一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及び第一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備若しくは容器が漏れたり、漏れた一・三一プロパンスルトン等を拭き取る等必要な措置を講ずること。  
十六 前号の点検を行った場合において、異常を認めたときは、当該設備又は容器を補修し、漏れた一・三一プロパンスルトン等を拭き取る等必要な措置を講ずること。  
十七 一・三一プロパンスルトン等を製造し、若しくは取り扱う設備若しくは容器に一・三一プロパンスルトン等を入れ、又は当該設備若しくは容器から取り出すときは、一・三一プロパンスルトン等が漏れないよう、当該設備又は容器の注入口又は排気口に直結できる構造の器具を用いて行うこと。  
十八 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場は、次の事項を見やすい箇所に掲示すること。  
十九 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場である旨又は取り扱う作業場により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状の注意事項。  
二十 一・三一プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者の概要及び当該作業に従事した期間。

二十一 事業者は、第一項各号のいずれかに該当する場所を定めて集積しておくこと。  
二十二 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項第二号及び第十七号の措置を講ずる必要がある旨並びに一・三一プロパンスルトン等による皮膚の汚染防止のため、同項第二十号の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。  
二十三 事業者は、第一項第二十号の保護具を用いたときは、当該設備又は容器を補修し、漏れた一・三一プロパンスルトン等を拭き取る等必要な措置を講ずること。  
二十四 事業者は、第一項第三号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、第一項から第三項まで定めるところによるほか、次に定めるところによらなければならない。  
二五 一・三一プロクタリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。  
二六 一・三一プロクタリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。  
二七 一・三一プロクタリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。  
二八 一・三一プロクタリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。  
二九 一・三一プロクタリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。  
三十 一・三一プロクタリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。

二一 一・三一プロクタリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。  
二二 一・三一プロクタリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。  
二三 一・三一プロクタリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。  
二四 一・三一プロクタリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。  
二五 一・三一プロクタリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。  
二六 一・三一プロクタリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。  
二七 一・三一プロクタリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。  
二八 一・三一プロクタリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。  
二九 一・三一プロクタリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。  
三十 一・三一プロクタリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。

溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。

- 事業者は、前項の規定による空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、前項に規定する措置を講じたときは、その効果を確認するため、第二項の作業場について、同項の規定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。
- 5 事業者は、金属アーチ溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。
- 6 事業者は、金属アーチ溶接等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。
- 7 事業者は、金属アーチ溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーチ溶接等作業に労働者を従事させるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第二項及び第四項の規定による測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。
- 8 事業者は、金属アーチ溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーチ溶接等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、前項の測定の結果に応じて、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。
- 9 事業者は、第七項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、一年以内ことに一回、定期に、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定められた方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。
- 10 事業者は、第二項又は第四項の規定による測定を行ったときは、その都度、次の事項を記録し、これを当該測定に係る金属アーチ溶接等作業の方法を用いなくなつた日から起算して三年を経過する日まで保存しなければならない。
- 1 測定日時  
2 測定箇所  
3 測定条件  
4 測定結果  
5 測定を実施した者の氏名

七 測定結果に応じて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

- 八 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。
- 9 事業者は、金属アーチ溶接等作業に労働者を従事させるとときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。
- 10 事業者は、第五項又は第七項の呼吸用保護具の使用を命ぜられたときは、これを吸用保護具の使用を命ぜなければならない。
- 11 事業者は、金属アーチ溶接等作業に労働者を従事させるとときは、当該作業を行つたときに、毎日一回以上掃除しなければならない。
- 12 労働者は、事業者から第五項又は第七項の呼吸用保護具の使用を命ぜられたときは、これを吸用保護具の使用を命ぜなければならない。

## 第六章 健康診断

### （健康診断の実施）

第三十九条 事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務（石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等（石綿則第二条第四項に規定する石綿分析用試料等をいう。）の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時從事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならぬ。

一 当該業務を行つた労働者については、当該業務に係る特定化学物質による異常所見があると認められなかつた労働者については、当該業務に係る第一項の健康診断に係る別表第三の規定の適用については、同表中欄中「六月」とあるのは、「一年」とする。

二 当該業務を行つた労働者について、第三十六条の第二項の規定による評価の結果、直近の評価を含めて連続して三回、第一管理区分に区分された（第一条の三第一項の規定により、当該場所について第三十六条の二第一項の規定が適用されない場合は、過去一年六月の間に、当該場所の作業環境が同項の第一管理区分に相当する水準にある）こと。

二 当該業務について、直近の第一項の規定に基づく健康診断の実施後に作業方法を変更（軽微なもの除外）していないこと。

三 第十二条第二項第二十四号の厚生労働省令で定める物は、別表第五に掲げる物とする。（軽微なもの除外）していいこと。

四 第十二条第二項第二十四号の厚生労働省令で定める物は、別表第五に掲げる物とする。

五 第十二条第二項第三号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第十二条の二各号に掲げる業務

二 第十三条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務（別表第一第三十七号に掲げる物に係るものに限る。次項第三号において同じ。）

三 第十八条の八において准用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務（別表第一第三十七号に掲げる物に係るものに限る。次項第三号において同じ。）

四 第十二条第二項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第十二条の二各号に掲げる業務

二 第二条の二第一号イに掲げる業務（ジクロロメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）、シアノ化水素（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）及びシアノ化ナトリウム（これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対し、行わされた第一項の健康診断を除く。）の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者

その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、別表第四の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならぬ。

場等において行う洗浄又は払拭の業務を除く。）、

三 第三十八条の人において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務

（健康診断の結果の記録）

四 第一条の業務（令第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）及び特別管理物質に係るもの）が行われる場所について第三十六条の二第一項の規定による評価が行われ、かつ、次の各号のいずれにも該当するときは、当該業務に係る直近の連續した三回の第一項の健康診断（当該健康診断の結果に基づき、前項の健康診断を実施した場合に、同項の健康診断）の結果、新たに当該業務に係る特定化学物質による異常所見があると認められなかつた労働者については、当該業務に係る第一項の健康診断に係る別表第三の規定の適用については、同表中欄中「六月」とあるのは、「一年」とする。

一 当該業務を行つた労働者について、第三十六条の二第一項の規定による評価の結果、直近の評価を含めて連続して三回、第一管理区分に区分された（第一条の三第一項の規定により、当該場所について第三十六条の二第一項の規定が適用されない場合は、過去一年六月の間に、当該場所の作業環境が同項の第一管理区分に相当する水準にある）こと。

二 事業者は、特定化学物質健康診断個人票のうち、特別管理物質を製造し、又は取り扱う業務（クロム酸等を取り扱う業務にあつては、クロム酸等を鉛石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う業務に限る。）に常時從事し、又は從事した労働者に係る特定化学物質健康診断個人票については、これを三十年間保存するものとする。

（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）

四十四条の二 特定化学物質健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行われなければならない。

一 特定化学物質健康診断が行われた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。

二 聽取した医師の意見を特定化学物質健康診断個人票に記載すること。

三 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

（健康診断の結果の通知）

四十四条の三 事業者は、第三十九条第一項から第三項までの健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（健康診断結果報告）

四十五条 事業者は、第三十九条第一項から第三項までの健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、特定化学物質健康診



二、ジクロルベンジン等を製造する設備は、密閉式の構造のものとし、原材料その他の物の送給、移送又は運搬は、当該作業を行う労働者の身体に当該物が直接接触しない方法により行うこと。

三、反応槽については、発熱反応又は加熱を伴う反応により、攪拌機等のグランプ部からガス又は蒸気が漏えいしないようガスケット等により接合部を密接させ、かつ、異常反応により原材料、反応物等が溢出しないようコンデンサーに十分な冷却水を通しておくこと。

四、ふるい分け機又は真空ろ過機で、その稼動中その内部を点検する必要があるものについては、その覆いは、密閉の状態で内部を観察できる構造のものとし、必要がある場合以外は当該覆いが開放できないようにするための施錠等を設けること。

五、ジクロルベンジン等を労働者に取り扱わせるときは、隔壁室での遠隔操作によること。ただし、粉状のジクロルベンジン等を湿潤な状態にして取り扱わせるときは、この限りでない。

六、ジクロルベンジン等を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業を行いう場合において、前号に定めるところによることが著しく困難であるときは、当該作業を作業中の労働者の身体に当該物が直接接觸しない方法により行い、かつ、当該作業を行う場所に囲い式フレードの局所排気装置又はブッシュブル型換気装置を設けること。

七、前号の局所排気装置については、次に定めることにころによること。

八、フレードは、ジクロルベンジン等のガス、蒸気又は粉じんの発散源ごとに設けること。

九、ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適當な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造とすること。

ハ、ジクロルベンジン等の粉じんを含有する気体を排出する局所排気装置につては、第九条第一項の表の上欄に掲げる粉じんの粒径に応じ、同表の下欄に掲げるいづれかの除じん方式による除じん装置又はこ

八

厚生労働大臣が定める性能を有する機器には屋外に設けること

第六号のプッシュユープル型換気装置について  
は、次に定めるところによる。

五  
ジクロルベンジン等を労働者に取り扱わせるときは、隔壁室での遠隔操作によること。ただし、粉状のジクロルベンジン等を湿润な状態にして取り扱わせるときは、この限りでない。

六 ジクロルベンジン等を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業を行う場合において、前号に定めるところによることが著しく困難であるときは、当該作業を作業中の労働者の身体に当該物が直接接触しない方法により行い、かつ、当該作業を行う場所に匂い式フードの局所非気装置又はブランュブル型換

七 氣装置を設けること。  
前号の局所排氣装置については、次に定め  
ることによる。前号の局所排氣装置については、次に定め  
ることによる。

九

ジクロルベンジン等の粉じんを含有する  
気体を排出する製造設備の排気筒には、第七  
号ハ又は前号ロの除じん装置を設けること。  
第六号の局所排気装置及びバツシユブル型  
換気装置は、ジクロルベンジン等に係る作  
業が行われている間、厚生労働大臣が定める  
要件を満たすように稼動させること。

ハ 試料の採取に用いた容器等は、温水で十分洗浄した後、定められた場所に保管しておくこと。  
五 ジクロルベンジジン等を取り扱う作業に労働者を従事させるとときは、当該労働者に作

試料の採取に用いた容器等は、温水で十分洗浄した後、定められた場所に保管しておくこと。  
ジクロルベンジン等を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に作

トへ  
試料の採取及びそれに用いる器具の処理  
異常な事態が発生した場合における応急措置  
の措置  
チ 保護具の装着、点検、保管及び手入れ  
リ その他ジクロルベンジン等の漏えいを  
防止するため必要な措置  
四 ジクロルベンジン等を製造する設備か  
ら試料を採取するときは、次に定めるところ  
によること  
式の採取又は二回の操作により、直用の

口  
冷却装置、加熱装置、攪拌装置及び圧縮装置の操作  
計測装置及び制御装置の監視及び調整  
安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置の調整

口 冷却装置、加熱装置、攪拌装置及び圧縮装置の操作  
ハ 計測装置及び制御装置の監視及び調整

三、ジクロロベンジン等を製造し、又は取り扱う作業に関する次の事項について、ジクロロベンジン等の漏えい及び労働者の汚染を防止するため必要な作業規程を定め、これにより作業を行うこと。

イ、バルブ、コック等（ジクロロベンジン等を製造し、又は取り扱う設備に原材料を送給するとき、及び当該設備から製品等を取り出すときに使用されるものに限る。）の操作

ロ、冷却装置、加熱装置、攪拌装置及び圧縮機等の操作

一 第七号ハ、第八号ロ及び第九号の除じん装置は、ジクロルベンジン等に係る作業が行われてゐる間、有効に稼動させること。

二 ジクロルベンジン等を製造する設備からの排液で、第十一条第一項の表の上欄に掲げる物を含有するものについては、同表の下欄に掲げるいづれかの処理方式による排液処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する

第二

**五十一条の二** ベリリウム等の製造、試験研究のためのベリリウム等の製造を除く。)に関する基  
法第五十六条第二項の厚生労働大臣の定める基  
準は、次項によるほか、次のとおりとする。  
一、ベリリウム等を焼結し、又は(か)焼する

第五十条の二 ベリリウム等の製造 試験研究のためのベリリウム等の製造を除く。)に関する基法第五十六条第二項の厚生労働大臣の定める基準は、次項によるほか、次のとおりとする。  
一 ベリリウム等を焼結し、又は「か」焼する設備(水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備を除く。次号において同じ。)は他の作業場所と隔離して、(室内の賃貸に設置して、かつ、当該設備

第五十条の二 ベリリウム等の製造 試験研究のためのベリリウム等の製造を除く。)に関する法第五十六条第二項の厚生労働大臣の定める基準は、次項によるほか、次のとおりとする。

一 ベリリウム等を焼結し、又は〔か〕焼する設備(水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリウムを製造する工程における設備を除く。次号において同じ。)は他の作業場所と隔離された屋内の場所に設置し、かつ、当該設備を設置した場所に局所排気装置又はブッシュブル型換気装置を設けること。

二 ベリリウム等を製造する設備(ベリリウム

五十条の二 ベリリウム等の製造、試験研究のためのベリリウム等の製造を除く。)に関する基準は、次項によるほか、次のとおりとする。

一 ベリリウム等を焼結し、又は(か)焼する設備(水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備を除く。次号において同じ。)は他の作業場所と隔離された屋内の場所に設置し、かつ、当該設備を設置した場所に局所排気装置又はブッショブル型換気装置を設けること。

二 ベリリウム等を製造する設備(ベリリウム等を焼結し、又は(か)焼する設備、アーチ炉等により溶融したベリリウム等からベリリウム合金を製造する工程における設備及び水

**五十条の二** ベリリウム等の製造、試験研究のためのベリリウム等の製造を除く。)に関する基準は、次項によるほか、次のとおりとする。  
一 ベリリウム等を焼結し、又は「か」焼する設備(水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリウムを製造する工程における設備を除く。)は他の作業場所と隔離された屋内の場所に設置し、かつ、当該設備を設置した場所に局所排気装置又はブルシュユブル型換気装置を設けること。  
二 ベリリウム等を製造する設備(ベリリウム等を焼結し、又は「か」焼する設備、アーケーク炉等により溶融したベリリウム等からベリリウム合金を製造する工程における設備及び水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備を除く。)は、密閉式の構造のものとし、又は上方下方及び側方に覆い等を設けたものとすること。

五十条の二 ベリリウム等の製造 試験研究のためのベリリウム等の製造を除く)に関する基準は、次項によるほか、次のとおりとする。

一 設備(水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備を除く。次号において同じ。)は他の作業場所と隔離された屋内の場所に設置し、かつ、当該設備を設置した場所に局所排気装置又はブンシユブル型換気装置を設けること。

二 ベリリウム等を製造する設備(ベリリウム等を焼結し、又は「か」焼する設備、アーチ炉等により溶融したベリリウム等からベリリウム合金を製造する工程における設備及び水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備を除く)は、密閉式の構造のものとし、又は上方、下方及び側方に覆い等を設けたものとする。

三 前号の規定により密閉式の構造とし、又は上方、下方及び側方に覆い等を設けたベリリウム等を製造する設備で、その稼動中内部を

五十条の二 ベリリウム等の製造 試験研究のためのベリリウム等の製造を除く。)に関する基準は、次項によるほか、次のとおりとする。

法第五十六条第二項の厚生労働大臣の定める基準は、次項によるほか、次のとおりとする。

一 ベリリウム等を焼結し、又は「か」焼する設備(水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備を除く。)は他の作業場所と隔離された屋内の場所に設置し、かつ、当該設備を設置した場所に局所排気装置又はブル型換気装置を設けること。

二 ベリリウム等を製造する設備(ベリリウム等を焼結し、又は「か」焼する設備、アーケーク炉等により溶融したベリリウム等からベリリウム合金を製造する工程における設備及び水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備を除く。)は、密閉式の構造のものとし、又は上方、下方及び側方に覆い等を設けたものとすること。

三 前号の規定により密閉式の構造とし、又は上方、下方及び側方に覆い等を設けたベリリウム等を製造する設備で、その稼動中内部を点検する必要があるものについては、その設備又は覆い等は、密閉の状態又は上方、下方及び側方が覆われた状態で内部を観察できるよう計らう。その措置(反対又は覆い等を設けた部

**五十条の二** ベリリウム等の製造、試験研究のためのベリリウム等の製造を除く。)に関する基準は、次項によるほか、次のとおりとする。

一 ベリリウム等を焼結し、又は(か)焼する設備(水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備を除く。)は他の作業場所と隔離された屋内の場所に設置し、かつ、当該設備を設置した場所に局所排気装置又はブッシュブル型換気装置を設けること。

二 ベリリウム等を製造する設備(ベリリウム等を焼結し、又は(か)焼する設備、アーケル炉等により溶融したベリリウム等からベリリウム合金を製造する工程における設備及び水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備を除く。)は、密閉式の構造のものとし、又は上方、下方及び側方に覆い等を設けたものとすること。

三 前号の規定により密閉式の構造とし、又は上方、下方及び側方に覆い等を設けたベリリウム等を製造する設備で、その稼動中内部を点検する必要があるものについては、その設

五十条の二 ベリリウム等の製造 試験研究のためのベリリウム等の製造を除く)に関する基準は、次項によるほか、次のとおりとする。

一 ベリリウム等を焼結し、又は(か)焼する設備(水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリウムを製造する工程における設備を除く。次号において同じ)は他の作業場所と隔離された屋内の場所に設置し、かつ、当該設備を設置した場所に局所排気装置又はブル型換気装置を設けること。

二 ベリリウム等を製造する設備(ベリリウム等を焼結し、又は(か)焼する設備、アーケート等により溶融したベリリウム等からベリリウム合金を製造する工程における設備及び水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備を除く)は、密閉式の構造のものとし、又は上方、下方及び側方に覆い等を設けたものとすること。

三 前号の規定により密閉式の構造とし、又は上方、下方及び側方に覆い等を設けたベリリウム等を製造する設備で、その稼動中内部を点検する必要があるものについては、その設備又は覆い等は、密閉の状態又は上方、下方及び側方が覆われた状態で内部を観察できるようすること。その設備の外板等又は覆い

等には必要がある場合以外は開放できないようするための施錠等を設けること。

四 ベリリウム等を製造し、又は取り扱う作業場の床及び壁は、不浸透性の材料で造ること。

五 アーク炉等により溶融したベリリウム等からベリリウム合金を製造する工程において次の作業を行う場所に、局所排気装置又はブッシュブル型換気装置を設けること。

六 アーク炉上等において行う作業

七 アーク炉等からの湯出しの作業

八 溶融したベリリウム等のガス抜きの作業

九 溶融したベリリウム等から浮遊を除去する作業

十 溶融したベリリウム等の鋳込の作業

十一 水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備については、イ 熱分解炉は、他の作業場所と隔離された屋内の場所に設置すること。

十二 ベリリウム等から取り扱うため、サンドシール等を使用すること。

十三 水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備については、イ 熱分解炉は、他の作業場所と隔離された屋内の場所に設置すること。

十四 その他の設備は、密閉式の構造のものとし、上方、下方及び側方に覆い等を設けたものとし、又はふたをすることができる形のものとすること。

十五 焼結、「か」焼等を行つたベリリウム等は、吸引することにより匣鉢から取り出すこと。

十六 焼結、「か」焼等に使用した匣鉢の破碎は、他の作業場所と隔離された屋内の場所で行い、かつ、当該破碎を行う場所に局所排気装置又はブッシュブル型換気装置を設けること。

十七 ベリリウム等の送給、移送又は運搬は、当該作業を行う労働者の身体にベリリウム等が直接接触しない方法により行うこと。

十八 粉状のベリリウム等を労働者に取り扱えるとき（送給し、移送し、又は運搬すると引きを除く）は、隔壁室での遠隔操作によること。

十九 粉状のベリリウム等を計量し、容器に入れ、容器から取り出し、又は袋詰めする作業を行ふ場合において、前号に定めるところによること。

二十 厚生労働大臣の定める基準について準用する。

を行ふ場所に開いた式フードの局所排気装置又はブッシュブル型換気装置を設けること。

二十三 ベリリウム等を製造し、又は取り扱う作業に関する次の事項について、ベリリウム等の粉じんの発散及び労働者の汚染を防止するために必要な作業規程を定め、これにより作業を行うこと。

二十四 ベリリウム等の空気輸送装置の点検

二五 過集じん方式の集じん装置（ろ過除じん方式の除じん装置を含む。）のろ材の取替え

二六 試料の採取及びそれに用いる器具の処理

二七 異常な状態が発生した場合における応急措置

二八 保護具の装着、点検、保管及び手入れ

二九 その他ベリリウム等の粉じんの発散を防止するために必要な措置

三十 保護手袋（湿潤な状態のベリリウム等を取り扱う作業に従事する労働者に着用させる保護手袋にあつては、不浸透性のもの）を着用させること。

三一 厚生労働大臣が

三二 健康障害及びその予防措置に関する知識

三三 作業環境の改善方法に関する知識

三四 保護具に関する知識

三五 関係法令

三六 勤務安全衛生規則第八十条から第八十二条の二まで及び前二項に定めるものほか、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

三七 前二項に定めるものほか、特定化

三八 物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

三九 前二項に定めるものほか、特定化

四十 物質及び四アルキル鉛に係る」とあるのは「溶接ヒュームに係る」と読み替えるものとする。

四一 この場合において、前条第一項各号中「ジクロルベンジン等」とあるのは「ベリリウム等」と読み替えるものとする。

四二 第五十九条 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習は、学科講習によつて行つる。

四三 学科講習は、特定化学物質及び四アルキル鉛等の粉じんの発散及び労働者の汚染を防止するための粉じんの発散及び労働者の汚染を防止する

ための粉じんの発散及び労働者の汚染を防止する

（経過措置）

三 第二十九条の改正規定（同条第一項第一号中「第三条第三項、第四条若しくは第五条第一項」を「第三条、第四条第三項、第五条第一項若しくは第三十八条の九第一項第二号」に改める部分及び第二十九条第一項第二号中に係る部分及び第二十九条第一項第二号中「第九条第一項」の下に「若しくは第三十八条の九第一項第三号」を加える部分に限る。）及び第五章の次に一章を加える改正規定（第三十八条の九に係る部分に限る。）昭和五十年四年四月一日

三 含む。」を加える部分に限る。）並びに第五章の次に「一章を加える改正規定（第三十八条の十二に係る部分に限る。）昭和五十一年四月一日

中「第三条第三項、第四条若しくは第五条第一項」を「第三条、第四条第三項、第五条第一項若しくは第三十八条の九第一項第一号」に改める部分中第三十八条の九第一項第二号中に係る部分及び第二十九条第一項第二号中「第九条第一項」の下に「若しくは第三十八条の九第一項第三号」を加える部分に限る。）及び第五章の次に「一章を加える改正規定（第三十八条の九に係る部分に限る。）昭和五十一年四月一日

4 事業者は、昭和五十一年三月三十一日までの  
る。

3 は粉じんが発散する屋内作業場を除く。)とあるのは「屋内作業場(燻蒸作業を行う場合において令別表第三第二号 1-7 若しくは 2-0 に掲げる物又は別表第一第一十七号若しくは第二十号に掲げる物を取り扱うときこれら物のガスが発散する屋内作業場を除く。)とする。  
改正前の特定化学物質等障害予防規則第三条及び第四条の規定の適用については、昭和五十一年三月三十一日までの間は、第三条中「特定第一類物質」とあるのは「オーラミン等」と、第四条中「許可物質」とあるのは「第一類物質(令別表第三第一号 3 に掲げる物又は同号 7 に掲げる物で同号 3 に係るもの)を除く。)とす

9  
二十七号まで、第二十九号、第三十号若しくは第三十四号に掲げる物は、新規則第二条第二号の規定にかかるらず、同号の第一類物質に含まれないものとする。  
改正前の特定化学物質等障害予防規則第十三条並びに新規則第十八条及び第二十一条の規定の適用については、昭和五十一年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法施行令別表第三、第二号1、6、12、19、20、26、29、30若しくは34に掲げる物又は新規則別表第一第一号、第六号、第十二号、第十九号、第二十号、第二十六号、第二十九号、第三十号若しくは第三十四号に掲げる物を製造し、又は取り扱う設備は、改正前の特定化学物質等障害予防規則第十三条规定する特定化学設備に含まれ

部分に限る。）、第二条中労働安全衛生規則第三百八十五条第一項第四号の改正規定及び同規則第六百四十一条第一項第四号の改正規定（同号中「第九条第一項の場所」を「第九条第一項の酸素欠乏危険場所」に改める部分に限る。）並びに附則第四条、第六条及び第七条の規定 昭和五十七年七月一日  
（特定化学物質等障害予防規則の一部改正に伴う経過措置）

**第七条** 昭和五十七年七月一日から昭和五十八年三月三十日までの間ににおける前条の規定による改正後の特定化学物質等障害予防規則第二十二条第一項第一号及び第二号の規定の適用については、同項中「第二条第八号の第二種酸素欠乏危険作業及び同規則第二十五条の一の作業

二十七号まで、第二十九号、第三十号若しくは第三十四号に掲げる物は、新規則第一条第二号の規定にかかわらず、同号の第二類物質に含まれるものとする。

改正前の特定化学物質等障害予防規則第十三条並びに新規則第十八条及び第二十二条の規定の適用については、昭和五十一年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法施行令別表第三第三号1、6、12、19、20、26、29、30若しくは34に掲げる物又は新規則別表第一号、第六号、第十二号、第十九号、第二十号、第二十六号、第二十九号、第三十号若しくは第三十四号に掲げる物を製造し、又は取り扱う設備は、改正前の特定化学物質等障害予防規則第十三条に規定する特定化学設備に含まれるものとする。

部分に限る。）、第二条中労働安全衛生規則第三百八十五条第一項第四号の改正規定及び同規則第六百四十一条第一項第四号の改正規定（同号中「第九条第一項の場所」を「第九条第一項の酸素欠乏危険場所」に改める部分に限る。）並びに附則第四条、第六条及び第七条の規定 昭和五十七年七月一日  
（特定化学物質等障害予防規則の一部改正に伴う経過措置）

**第七条** 昭和五十七年七月一日から昭和五十八年三月三十日までの間ににおける前条の規定による改正後の特定化学物質等障害予防規則第二十二条第一項第一号及び第二号の規定の適用については、同項中「第二条第八号の第二種酸素欠乏危険作業及び同規則第二十五条の一の作業

ないものとする。  
附 則（昭和五一年三月二五日労働省令  
第四号）抄  
（施行期日）  
この省令は、昭和五十一年四月一日から施行  
する。  
附 則（昭和五一年三月二二日労働省令  
第三号）

とあるのは、「第二十五条の二の作業」とする。(罰則に関する経過措置)

**第八条** この省令の施行前にした旧酸欠則、旧安衛則及び附則第六条の規定による改正前の特定化  
学物質等障害予防規則の規定に違反する行為  
に対する罰則の適用については、なお従前の例によ  
る。

**附 則**（昭和五三年八月一六日労働省令  
第三三号）

1 第三号抄 この省令は、昭和五十九年三月一日から施行する。

第三三号  
この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附則（昭和六一年三月一八日労働省令）

附 貝 (昭和五七年五月二〇日勞働省令)  
第一八号) 抄  
(施行期日)

する。  
附則（昭和六三年九月一日労働省令第  
二六号）抄

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)  
**第一条** この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

第一條中醣素欠乏症防止規則第一條の改正規定、同規則第二条の改正規定（同条第三号中「第九条第一項において」を削る部分及び

## 第二条（経過措置）

同条に二号を加える部分に限る)、同規則第三条から第五条までの改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同規則第六条、第七

施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表

第十六条、第十七条及び第二十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同規

まで、20から22まで、25、27、28、  
30、31若しくは33から35までに掲げる  
物二種うち第一種を貿易二種うち第二種を  
貿易する場合に於ては、三箇月三月等の

則第二十五条の次に一条を加える改正規定並びに同規則第二十七条の改正規定(同条中「酸素欠乏症」を「酸素欠乏症等」に改める

物に係る屋内作業場に係る労働安全衛生法第十五条规定又は第五項の規定による測定については、改正後の特定化学物質等障害予防規則





八日までの間は、新特化則第三十八条の十七第一項第一号の規定は、適用しない。  
 (硫酸ジエチル等に関する経過措置)

**第四条** 硫酸ジエチル又は硫酸ジエチルをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を触媒として取り扱う作業を行う作業場所で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年二月二十八日までの間は、新特化則第三十八条の十八第一項第一号の規定は、適用しない。

**附 則** (平成二十一年一月一二日厚生労働省令第一五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(計画の届出に関する経過措置)

**第三条** 労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十一年七月一日前に労働安全衛生規則別表七の十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百三十九号)別表第三第二号23の2若しくは27の2に掲げる物(労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百四十九号)による改正前の労働安全衛生法施行令別表第三第二号15に掲げる物に該当するものを除く。)又は第二条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)以下「新特化則」という。)別表第一第二十三号の二若しくは第二十七号の二に掲げる物(同条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則第一第十五号に掲げる物に該当するものを除く。)(以下「ニッケル化合物等又は砒素等」という。)に係るもの(以下「新特化則」)に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれら的主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

(第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置)

**第四条** ニッケル化合物等又は砒素等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十二年三月三十日までの間は、新特化則第五条の規定は、適用しない。

(床に関する経過措置)

**第五条** ニッケル化合物等又は砒素等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場

場であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第二十二条の規定は、適用しない。

**附 則** (平成二三年一月一四日厚生労働省令第五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(計画の届出に関する経過措置)

**第二条** 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十三年七月一日前に労働安全衛生規則別表七の十六の項から十八の項までの上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百三十九号)別表第三第二号15若しくは19の2に掲げる物又は第二条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)以下「新特化則」という。)別表第三第二号15若しくは第十九号の二から第二十条まで、第三十一条並びに第三十四条の規定は、適用しない。

(出入口に関する経過措置)

**第七条** 酸化プロピレン等又は一・一ジメチルヒドラン等を製造し、又は取り扱う特定化学

設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十日までの間は、新特化則第十八条の規定は、適用しない。

(警報設備等に関する経過措置)

**第八条** 酸化プロピレン等又は一・一ジメチルヒドラン等を製造し、又は取り扱う特定化学

設備を設置する屋内作業場又は当該作業場以外の作業場で酸化プロピレン等又は一・一ジメチルヒドラン等を合計百リットル以上取り扱うものであつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十日までの間は、新特化則第十九条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

(床に関する経過措置)

**第九条** 酸化プロピレン等又は一・一ジメチルヒドラン等を製造し、又は取り扱う特定化学

設備を設置する屋内作業場であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十日までの間は、新特化則第二十二条の規定は、適用しない。

(第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置)

**第十条** この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

(第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置)

**第十四条** この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

(第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置)

この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第四条及び第五条の規定は、適用しない。

**第六条** 酸化プロピレン等又は一・一ジメチルヒドラン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十日までの間は、新特化則第三十八条の十九第一号、第三号から第九号まで及び第十七号の規定は、適用しない。

**附 則** (平成二十四年二月七日厚生労働省令第一八号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(計画の届出に関する経過措置)

**第二条** この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

(計画の届出に関する経過措置)

**第三条** この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

**第四条** この省令の施行の際現に存する旧安衛則及び第二条による改正前の特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

(計画の届出に関する経過措置)

**第五条** この省令の施行の際現に存する旧安衛則及び第二条による改正前の特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

(床に関する経過措置)

**第六条** 新安衛則第八十六条第一項及び法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十五年四月一日前に新安衛則別表第七の十三の項の上欄に掲げる機械等であつて、第二条による改正後の特定化学物質障害予防規則(以下「新特化則」という。)第二条第三号の二に掲げる物(以下「エチルベンゼン等」という。)に係るもの又は新安衛則別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百三十九号)以下「令」という。)別表第三第二号3の2若しくは新特化則別表第一第二号の二に掲げる物(以下「コバルト等」という。)に係るものを設置し、若

(一・三一プロパンスルトン等に関する経過措置)

**第七条** 一・三一プロパンスルトン又は一・三一プロパンスルトンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業場で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十日までの間は、新特化則第三十八条の十九第一号、第三号から第九号まで及び第十七号の規定は、適用しない。

**附 則** (平成二十四年四月二日厚生労働省令第一四三号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

(計画の届出に関する経過措置)

**第二条** この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

**第三条** この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

(計画の届出に関する経過措置)

**第四条** この省令の施行の際現に存する旧安衛則及び第二条による改正前の特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

(床に関する経過措置)

**第五条** この省令の施行の際現に存する旧安衛則及び第二条による改正前の特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

(床に関する経過措置)

**第六条** 新安衛則第八十六条第一項及び法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十五年四月一日前に新安衛則別表第七の十三の項の上欄に掲げる機械等であつて、第二条による改正後の特定化学物質障害予防規則(以下「新特化則」という。)第二条第三号の二に掲げる物(以下「エチルベンゼン等」という。)に係るもの又は新安衛則別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百三十九号)以下「令」という。)別表第三第二号3の2若しくは新特化則別表第一第二号の二に掲げる物(以下「コバルト等」という。)に係るもの設置し、若



第五号の作業場の種類を定めた業務規程とみなす。  
(罰則に関する経過措置)

第十一 条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十六年一月二八日厚生労働省令第一三一号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年九月一七日厚生労働省令第一四一号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十七年十一月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令附則第十一条第三項の規定は、平成二十六年十一月一日から適用する。

(計画の届出に関する経過措置)  
第二条 省令第一四一号抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十七年十一月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令附則第十一条第三項の規定は、平成二十六年十一月一日から適用する。

(計画の届出に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則(以下「新安衛則」という)第八十六条第一項及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十八条第一項の規定は、平成二十八年二月一日前に新安衛則別表第七の十六の項から十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生規則による改正後の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成四十七年政令第三百三十九号)による改正後の労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)以下この条における改正後の労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)以下この条において「新令」といふ。別表第三第二号の二若しくは第二条の規定による改正後の特定化学生物質障害予防規則(以下「新特化則」といふ。)別表第一二十三号の二に掲げる物(以下「ナフタレン等」といふ)に係るもの又は新安衛則別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、新令別表第三第二号の二若しくは新特化則別表第一第三十四号の二に掲げる物(以下「リフラクトリーセラミックファイバー等」といふ)に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

(様式に関する経過措置)  
第三条 この省令の施行の際に存する第二条の規定による改正前の特定化学生物質障害予防規

様式第三号による報告書の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。  
(第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置)

第四条 ナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までの間は、新特化則第四条及び第五条の規定は、適用しない。

第五条 リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までの間は、新特化則第四条及び第五条の規定は、適用しない。

第六条 ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備に関する経過措置)

第六条 ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までの間は、新特化則第六条第一項の規定は、適用しない。  
(計画の届出に関する経過措置)  
第二条 労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十八条第一項の規定は、平成二十九年四月一日前に同令別表第七の十六の項から十八の項までの上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第三百四十三号)による改正後の労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百八十八号)別表第三第二号の二又は第一条の規定による改定後の特定化学物質障害予防規則(以下「新特化則」という)別表第一二八号の二に掲げる物(以下「オルトートルイジン等」といふ)に係るものと同様の設備を設置し、若しくは移転し、又はこれら的主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

第七条 労働安全衛生規則第八十六条第一項の規定による改定後の特定化学物質障害予防規則(以下「新特化則」という)別表第一二八号の二に掲げる物(以下「オルトートルイジン等」といふ)に係るものと同様の設備を設置し、若しくは移転し、又はこれら的主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

第八条 オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第二十二条の規定は、適用しない。

第九条 オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場又は当該作業場を有する建築物で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第十八条第一項及び第三項並びに第三十四条の規定は、適用しない。

第十条 オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第二十二条の規定は、適用しない。

十二月三十一日までの間は、新特化則第十八条の規定は、適用しない。

(警報設備等に関する経過措置)

第七条 オルトートルイジン等を製造し、若しくは取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場又は当該作業場以外の作業場でオルトートルイジン等を合計百リットル以上取り扱うもので、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第一項及び第四項の規定は、適用しない。

第八条 オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第二十二条の規定は、適用しない。

第九条 オルトートルイジン等を製造し、若しくは取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場又は当該作業場を有する建築物で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第十八条第一項及び第三項並びに第三十四条の規定は、適用しない。

第十条 オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年十二月三十一日までの間は、新特化則第二十二条の規定は、適用しない。

第十一 条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年三月二九日厚生労働省令第二九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

(計画の届出に関する経過措置)  
第二条 労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十八条第一項の規定は、平成二十九年九月一日前に同令別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第六十号)による改定後の労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百五十九号)別表第三第二十三条並びに第三十四条の規定は、適用しない。

(出入口に関する経過措置)  
第六条 オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年六月一日までの間は、新特化則第二十二条の規定は、適用しない。

(計画の届出に関する経過措置)  
第七条 オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年六月一日までの間は、新特化則第二十二条の規定は、適用しない。

(計画の届出に関する経過措置)  
第八条 オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年六月一日までの間は、新特化則第二十二条の規定は、適用しない。

(計画の届出に関する経過措置)  
第九条 オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年六月一日までの間は、新特化則第二十二条の規定は、適用しない。

(計画の届出に関する経過措置)  
第十条 オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年六月一日までの間は、新特化則第二十二条の規定は、適用しない。

第三条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則

規定期による改定前の特定化学物質障害予防規則

規定期による改定をした上、使用することができる。

(第一類物質の製造等に係る設備に関する経過措置)

三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成三十年五月三十一日までの間は、新特化則第五条の規定は、適用しない。

(第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置)

三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成三十年五月三十一日までの間は、新特化則第五条の規定は、適用しない。

(床等に関する経過措置)

三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業場で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成三十年五月三十一日までの間は、新特化則第二十一条及び第三十八条の十三第一項第一号の規定は、適用しない。

附 則 (平成三十一年四月六日厚生労働省令第五九号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成三十年六月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

この省令の施行の日前にした行為に対する罰

4 (罰則に関する経過措置)

この省令は、平成三十年六月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

この省令の施行の日前にした行為に対する罰

1 (施行期日)

この省令は、平成三十年六月一日から施行する。

(経過措置)

この省令による改定前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」といいう。)により使用されている書類は、この省令による改定後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(経過措置)

第一条 この省令は、令和二年七月一日から施行する。

(施行期日)

この省令は、令和二年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改定前のそれぞれの省令(次項において「旧省令」といいう。)による改正前の特定化学物質障害予防規則

規定期による改定前の特定化学物質障害予防規則

令一」という。)の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。

規定期による改定後の特定化学物質障害予防規則による報告とみなす。

式第三号による報告書及び第二条の規定による改正前の作業環境測定法施行規則様式第十八号による申請書の用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和二年七月一日厚生労働省令第三四号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められたる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和二年四月二二日厚生労働省令第八九号)

(施行期日)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

この省令(附則第一条各号に掲げる規定について)の施行前にした行為並びに附則第二条一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(次項及び次条において「新規則」という。)第三十八条の二十一第一項の規定の適用について「新規則」という。)第三十八条の二十一第一項の規定の適用については、同項中「金属アーチ溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーチ溶接等作業の方法を探用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーチ溶接等作業」とあるのは「金属アーチ溶接等作業」とあるのは「金属アーチ溶接等作業」とする。

(罰則に関する経過措置)

この省令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際現にこの省令による改正前

前項の期間内における新規則第三十八条の二十一第八項の規定の適用については、同項中「第二項又は第四項」とあるのは、「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第八十九号)附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第二項」とする。

(経過措置)

この省令の施行の際現にこの省令による改正前

前項の期間内における新規則第三十八条の二十一第八項の規定の適用については、同項中「第二項又は第四項」とあるのは、「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第八十九号)附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第二項」とする。

(経過措置)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この省令は、労働安全衛生法施行令の一部改正する政令(令和五年四月一日)の施行日の日(令和五年四月一日)から施行する。

附 則 (令和五年四月一日厚生労働省令第二五号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年五月一日厚生労働省令第八二号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和五年五月一日から施行する。

附 則 (令和五年五月三一日厚生労働省令第九一号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和五年五月三一日から施行する。

附 則 (令和五年五月二八日厚生労働省令第一五四号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際現にこの省令による改正前

前項の期間内における新規則第三十五条の二十一第三条第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条及び第十五条の規定の適用については、令和六年四月一日

第一条の規定(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定(第四条及び第八条に定められたる範囲)以下同じ。)の施行の際現にこの省令による改正前の様式による用紙について使用することができる。

(経過措置)

この省令の施行の際現にこの省令による改正前

前項の期間内における新規則第三十五条の二十一第三条第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条及び第十五条の規定の適用については、令和六年四月一日

第一条の規定(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定(第四条及び第八条に定められたる範囲)以下同じ。)の施行の際現にこの省令による改正前の様式による用紙について使用することができる。

(経過措置)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

附 則 (令和三年一月二六日厚生労働省令第一二号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年二月二四日厚生労働省令第二五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一日厚生労働省令第一二九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日) 第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和五年三月三〇日厚生労働省令第六六号) 抄

(施行期日) 附則 (令和五年四月三日厚生労働省令第三八号) 附則 (令和五年四月三日厚生労働省令第六六号)

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和五年四月二一日厚生労働省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和五年十月一日から、第三条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和五年四月二四日厚生労働省令第七〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年一月一日から施行する。

附則 (令和五年一二月二七日厚生労働省令第一六五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年一月一日から施行する。

附則 (令和五年一二月二七日厚生労働省令第三十九条関係)

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一 (第二条、第二条の一、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の四、第三十八条の七、第三十九条関係)

この省令は、公布の日から施行する。

一 アクリルアミドを含有する製剤その他の物。ただし、アクリルアミドの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二 アクリロニトリルを含有する製剤その他の物。ただし、アクリロニトリルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三 アルキル水銀化合物を含有する製剤その他の物。ただし、アルキル水銀化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三の二 インジウム化合物を含有する製剤その他の物。ただし、インジウム化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

四 エチレンイミンを含有する製剤その他の物。ただし、エチレンイミンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

五 エチレンオキシドを含有する製剤その他の物。ただし、エチレンオキシドの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

六 塩化ビニルを含有する製剤その他の物。ただし、塩化ビニルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七 塩素を含有する製剤その他の物。ただし、オーラミンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

八 オーラミンを含有する製剤その他の物。ただし、オーラミンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

九 オルトーフタロジニトリルを含有する製剤その他の物。ただし、オルトーフタロジニトリルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十 カドミウム又はその化合物を含有する製剤その他の物。ただし、カドミウム又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十一 クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物。ただし、クロム酸又はその塩の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十二 クロロメチルメチルエーテルを含有する製剤その他の物。ただし、クロロメチルメチルエーテルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十三 五酸化バナジウムを含有する製剤その他の物。ただし、五酸化バナジウムの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十四 コールタールを含有する製剤その他の物。ただし、コールタールの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十五 酸化プロピレンを含有する製剤その他の物。ただし、酸化プロピレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十六 シアン化カリウムを含有する製剤その他の物。ただし、シアン化カリウムの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

十七 シアン化水素を含有する製剤その他の物。ただし、シアン化水素の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十八 四塩化炭素を含有する製剤その他の物。ただし、四塩化炭素の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九 ニトログリコールを含有する製剤その他の物。ただし、ニトログリコールの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十 水銀又はその無機化合物(硫化水銀を除く。以下同じ。)を含有する製剤その他の物。ただし、水銀又はその無機化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十一 重クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物。ただし、重クロム酸又はその塩の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十二 水銀又はその無機化合物(硫化水銀を除く。以下同じ。)を含有する製剤その他の物。ただし、水銀又はその無機化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十三 トリクロロエチレンを含有する製剤その他の物。ただし、トリクロロエチレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十四 ニッケルカルボニルを含有する製剤その他の物。ただし、ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。(以下同じ。)ニッケルを含有する製剤その他の物。ただし、ニッケル化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十五 ニトログリコールを含有する製剤その他の物。ただし、ニトログリコールの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十六 パラジメチルアミノアゾベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、パラジメチルアミノアゾベンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十七 バラニトロクロルベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、バラニトロクロルベンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

ロルベンゼンの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

二十七の二 硫素又はその化合物（アルシン及び硫酸ガリウムを除く。以下同じ。）を含むる製剤その他の物。ただし、硫素又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十八 硼化水素を含有する製剤その他の物。ただし、硼化水素の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

二十九 ベーターブロピオラクトンを含有する製剤その他の物。ただし、ベーターブロピオラクトンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十 ベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、ベンゼンの含有量が容量の一パーセント以下のものを除く。

三十一 ベンタクロルフェノール（別名PCP）又はそのナトリウム塩を含有する製剤その他の物。ただし、ベンタクロルフェノール又はそのナトリウム塩の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十二 マゼンタを含有する製剤その他の物。ただし、マゼンタの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十三 マンガン又はその化合物を含有する製剤その他の物。ただし、マンガン又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十四 沢化メチルを含有する製剤その他の物。ただし、澤化メチルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十五 リフラクトリーセラミックファイバーを含有する製剤その他の物。ただし、リフラクトリーセラミックファイバーの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第二（第二条関係）

第三号の三、第十一号の二、第十八号の二から第十八号の四まで、第十九号の二、二号の五まで又は第三十三号の二に掲げる物

第十九号の三、第二十二号の二から第二十二号の五まで又は第三十三号の二に掲げる物

ロエチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、一・四ジオキサン、一・二ジクロロエタン、一・二ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、一・二・二

ジクロロメタン、スチレン、一・二・二

二・テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン又は有機溶剤を含有する製剤その他の物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 第三号の三、第十一号の二、第十八号の二から第十八号の四まで、第十九号の二、二号の五まで又は第三十三号の二に掲げる物

ロエチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、一・四ジオキサン、一・二ジクロロエタン、一・二ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、一・二・二

二・テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン又は有機溶剤を含有する製剤その他の物。ただし、次に掲げるものを除く。

ハ 有機則第一項第二号に規定する有機溶剤含有物（イに掲げるものを除く。）

一 アンモニアを含有する製剤その他の物。ただし、アンモニアの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二 一酸化炭素を含有する製剤その他の物。ただし、一酸化炭素の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三 塩化水素を含有する製剤その他の物。ただし、塩化水素の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

四 硝酸を含有する製剤その他の物。ただし、硝酸の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

五 二酸化硫黄を含有する製剤その他の物。ただし、二酸化硫黄の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

六 尿中の潜血検査  
七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査

別表第三（第三十九条関係）	項目	月間	(二) ベンジジン及びその塩(この含有する量の一パーセントを超えてそれを他の物を含む)を製造し、貯蔵する場合	業務	
				(一) 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	(二) 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)
		月間	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。) 三 ビス(クロロメチル)エーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 五 当該業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。) 三 ビス(クロロメチル)エーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 五 当該業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。) 三 ビス(クロロメチル)エーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 五 当該業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査

(三)	月六	業務	
		一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。) 三 ベーターナフチルアミン及びその塩による頭痛、恶心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。) 三 ベーターナフチルアミン及びその塩による頭痛、恶心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
	月六	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。) 三 ベーターナフチルアミン及びその塩による頭痛、恶心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。) 三 ベーターナフチルアミン及びその塩による頭痛、恶心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

(四)			
扱う業務	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	症状の既往歴の有無の検査
月 六			四 頭痛、恶心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
四 頭痛、恶心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	四 頭痛、恶心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
(五)			
月 六			五 皮膚炎等の皮膚状況の有無の検査
五 皮膚炎等の皮膚状況の有無の検査	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	五 皮膚炎等の皮膚状況の有無の検査
月 六			六 尿中の潜血検査
六 尿中の潜血検査	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	六 尿中の潜血検査
(六)			
月 六			七 医師が必要と認めた場合に尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査
七 医師が必要と認めた場合に尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	七 医師が必要と認めた場合に尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査
月 六			八 尿中の潜血検査
八 尿中の潜血�査	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	八 尿中の潜血検査
(七)			
月 六			九 皮膚炎等の皮膚状況の有無の検査
九 皮膚炎等の皮膚状況の有無の検査	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	九 皮膚炎等の皮膚状況の有無の検査
月 六			十 尿中の潜血検査
十 尿中の潜血検査	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	十 尿中の潜血検査
(八)			
月 六			十一 尿中の潜血検査
十一 尿中の潜血検査	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	十一 尿中の潜血検査
月 六			十二 尿中の潜血検査
十二 尿中の潜血検査	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	十二 尿中の潜血検査
(九)			
月 六			十三 尿中の潜血検査
十三 尿中の潜血検査	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	十三 尿中の潜血検査
月 六			十四 尿中の潜血検査
十四 尿中の潜血検査	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	ジクロルベンジンを含有する他の物を製造し、又は取り扱う。	十四 尿中の潜血検査

(十)			
業務取り扱うは製造する他の物を含むる。」の重りをその他の物を含むる。	ベンゾトリアクロリ、又はセラ・超含有する製剤の重りをその他の物を含むる。	ベンゾトリアクロリ、又はセラ・超含有する製剤の重りをその他の物を含むる。	は取り扱う業務
月 六	年 一		して行う健康診断におけるものに限る。)二作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)
痛、鼻汁、鼻出血、胸	接撮影による検査	六 胸部のエツクス線直撮影による検査	三 ベリリウム又はその化合物による呼吸器症状、アレルギー症状等の既往歴の有無の検査
四 痛の他覚症状の既往歴の有無の検査	五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	四 咽頭痛、喉のいら感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	三 ベリリウム又はその化合物による呼吸器症状、アレルギー症状等の既往歴の有無の検査
五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の�査	六 肺活量の測定	五 咽頭痛、喉のいら感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	三 ベリリウム又はその化合物による呼吸器症状、アレルギー症状等の既往歴の有無の検査
六 令第二十三条第六号の業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査	七 等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	六 令第二十三条第六号の業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査	七 等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
(十一)		(十一)	
業務取り扱うは製造する他の物を含むる。」の重りをその他の物を含むる。	アクリル、又はセラ・超含有する製剤の重りをその他の物を含むる。	アクリル、又はセラ・超含有する製剤の重りをその他の物を含むる。	アクリル、又はセラ・超含有する製剤の重りをその他の物を含むる。
月 六		月 六	
悪心、嘔吐、易疲労感、全身出血等の他覚症状の既往歴の有無の検査	一 業務の経験の調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	二 作業条件の簡易な調査	一 業務の経験の調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)
四 頭重、頭痛、上感、全感、全身による頭重、頭痛、上気道刺激症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	三 アクリロニトリルによる手足のしびれ、歩行障害、発汗異常	四 手足のしびれ、歩行障害、発汗異常	五 嘔吐、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、不眠、嗜睡、抑鬱感
五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	五 ゆうぜい、色素沈着等の皮膚所見の有無の検査
六 水銀化合物による検査	六 令第二十三条第六号の業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査	六 令第二十三条第六号の業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエツクス線直接撮影による検査	六 血清シアル化糖鎖抗原K L 1 6の測定
(十二)		(十二)	
業務取り扱うは製造する他の物を含むる。」の重りをその他の物を含むる。	インジウム化合物の重りをその他の物を含むる。	インジウム化合物の重りをその他の物を含むる。	アルキル水銀化物による頭重、頭痛、口痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜睡、抑鬱感
月 六		月 六	
五 血清インジウムの量の測定	一 業務の経験の調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)
四 血清インジウムの量の測定	三 インジウム化合物による頭重、頭痛、上気道刺激症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	四 手足のしびれ、歩行障害、発汗異常	三 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
五 血清インジウムの量の測定	五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	五 尿中のマンデル酸の量の測定(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	五 胸部のエツクス線直接撮影又は特殊なエツクス線撮影による検査(雇入れ又是当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。)
(十三)		(十三)	
業務取り扱うは製造する他の物を含むる。」の重りをその他の物を含むる。	エチレンの重りをその他の物を含むる。	エチレンの重りをその他の物を含むる。	七 胸部のエツクス線直接撮影又は特殊なエツクス線撮影による検査(雇入れ又是当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。)
月 六		月 六	
一 業務の経験の調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	三 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	六 血清シアル化糖鎖抗原K L 1 6の測定
二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	三 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	三 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	七 胸部のエツクス線直接撮影又は特殊なエツクス線撮影による検査(雇入れ又是当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。)
三 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	八 血清シアル化糖鎖抗原K L 1 6の測定
四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	五 尿中のマンデル酸の量の測定(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	五 尿中のマンデル酸の量の測定(当該業務に常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	九 血清シアル化糖鎖抗原K L 1 6の測定



二 作業条件の簡易な調査		これらの化合物をその重量の一部として含有する他の物の量を含む。(一セントを超えて含有する他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	
(二十一)	(二十二)	クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務	月 六
査 自覚症状の有無の検 査 四 せき、たん、胸 痛等の他覚症状又 は自覚症状の既往 歴の有無の検	三 クロム酸若しく は重クロム酸又はこ れらの塩によるせき 、たん、胸痛、鼻腔 の異常、皮膚症状等 の他覚症状又は自覺 症状の既往歴の有無 の検査	一 業務の経歴の調 査(当該業務に當時 従事する労働者に對 して行う健康診断に おけるものに限る。) 二 作業条件の簡易 な調査(当該業務に 當時従事する労働者 に対して行う健康診 断におけるものに限 る。) 六 尿中のベータ2 ミクログロブリ ンの量の測定	三 カドミウム又は その化合物によるせ き、たん、喉のいら いら、鼻粘膜の異常 、息切れ、食欲不振 、悪心、嘔吐、反復 性の腹痛又は下痢、 体重減少等の他覚症 状又は自覚症状の既 往歴の有無の検査 四 せき、たん、の どのいらいら、鼻粘 膜の異常、息切れ、 食欲不振、悪心、嘔 吐、反復性の腹痛又 は下痢、体重減少等 の他覚症状又は自覺 症状の有無の検査 五 血液中のカドミ ウムの量の測定

四 （二 十		五 月 六		一 業務の経験の調 査		二 作業条件の簡易 な調査		三 クロロホルムに よる頭重、頭痛、め まい、食欲不振、悪 心、嘔吐、知覚異 常、眼の刺激症状、上 気道刺激症状、皮膚 又は粘膜の異常等の 他覚症状又は自覚症 状の既往歴の有無の 検査		四 頭重、頭痛、め まい、食欲不振、悪 心、嘔吐、知覚異 常、眼の刺激症状、上 気道刺激症状、皮膚 又は粘膜の異常等の 他覚症状又は自覚症 状の有無の検査		五 血清グルタミツ クオキサロアセチツ クリトランスマミナ ーゼ（G P T）、血清 グルタミツクビルビ ツクトランスマミナ ーゼ（G P T）及び 血清ガンマーゲル ミルトランスペプチ ダーゼ（マーゲル P）の検査	
六 皮膚炎、潰瘍等 の皮膚所見の有無の 検査	七 令第二十三条第 四号の業務に四年以 上従事した経験を有 する場合は、胸部の エツクス線直接撮影 による検査	八 鼻中隔穿孔等の鼻腔 の所見の有無の検査	九 鼻中隔粘膜の異常、 皮膚所見の有無の検査	十 クロロホルム（こ ー）重量の一 パーセン トを超えて含有す る製剤その他の物 を含む。」 を製造し、 又は取り扱う業務	十一 月 六	十二 月 六	十三 月 六	十四 月 六	十五 月 六	十六 月 六	十七 月 六		

七 (三十)	六 (三十)	五 (三十)
物無又は機化合 (これ)	コバルト 業務 取り扱い 物を含む その他の物 を製造する 製剤 の重量の 一パーセン トを超えて 含有する これをそ の重さの ナジウム 五酸化バ ル(これ の重さの 一パーセン トを超えて 含有する 他の物を 含む。)を 製造し、 又は取り 扱う業務	チルメチ ルエーテ ル(これ の重さの 一パーセン トを超えて 含有する 他の物を 含む。)を 製造し、 又は取り 扱う業務
月六	月六	月六



五(三十)	物を含む。」を製造し、又は取り扱う。
月六	粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
三・三・一ジクロロエニルメタノンの重量の一部を超えて含有する他の製剤をその他の物を含む。」を製造するうは又は取り扱う。	まい、悪心、嘔吐、めまい、頭重、頭痛、めまい、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
P(一)業務の経歴の調査(当該業務に常に従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)二作業条件の簡易な調査(当該業務に常に従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)P(二)業務の経歴の調査(当該業務に常に従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。)	皮膚又は粘膜の異常所見の有無の検査
四・四・一ジクロロエニルメタノンの重量の一部を超えて含有する他の製剤をその他の物を含む。」を製造するうは又は取り扱う。	頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
月六	尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
六(三十)	尿中の潜血検査
一・二・一ジクロロエニルメタノンの重量の一部を超えて含有する他の製剤をその他の物を含む。」を製造するうは又は取り扱う。	医師が必要と認める場合は、尿中の細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査(尿中の三・三・三・一ジクロロエニルメタノンのパバニコラ法による)の検査
月六	尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
七(三十)	尿中の潜血検査
一・二・一ジクロロエニルメタノンの重量の一部を超えて含有する他の製剤をその他の物を含む。」を製造するうは又は取り扱う。	赤、せき等の急性の疾患に係る症状については、当該業務に常に従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。
月六	尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
八(三十)	尿中の潜血検査
一・二・一ジクロロメタノンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	常時従事する労働者に対する健康診断におけるものに限る。
月六	尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

九 （三十）			
一量をシヒジーセのそ（ドメ・ン一のコラチートバ重れジル）		重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	
月 六			
な調査作業（当該業務の経歴に限る。）おいて行う健康診断に従事する（当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。）	常時従事する労働者に対する行う健康診断におけるものに限る。	常時従事する労働者に対する行う健康診断におけるものに限る。	常時従事する労働者に対する行う健康診断におけるものに限る。
二 （四十）		十 （四）	
パ重物化その水  量をれ合無又 セのそらの物機は	含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	臭化メチル（これ重	含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
月 六		月 六	
、機化不眠、手水銀又はその振戦の調査作業条件の簡易調査一業務の経歴の調査	常時従事する労働者に対する行う健康診断におけるものに限る。	常時従事する労働者に対する行う健康診断におけるものに限る。	常時従事する労働者に対する行う健康診断におけるものに限る。
三 （二）		一 （四）	
三な調査一業務の経歴の調査	常時従事する労働者に対する行う健康診断におけるものに限る。	常時従事する労働者に対する行う健康診断におけるものに限る。	常時従事する労働者に対する行う健康診断におけるものに限る。
五皮膚所見の有無	皮膚炎、縮瞳、流涙等の急性の疾患によるものに限る。	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
テラーゼ活性値の測定（当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。）	皮膚炎、縮瞳、流涙等の急性の疾患によるものに限る。	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
五血清コリンエス	皮膚炎、縮瞳、流涙等の急性の疾患によるものに限る。	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
月 六		月 六	
二 （四十）		一 （四）	
ミルトランスマニアスペグル及びチタ	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
ツクリタミツクビル	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
ツクリタミツクビル	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
クオキサロアセチツ	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
クオキサロアセチツ	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
七血清グルタミ	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
六白血球数及び白	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
五尿中のマンデル酸及びフェニルグリル	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
四頭重、頭痛、めまい、食欲不振、四肢のしづか、視力低下、記憶力低下、発語障害	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
三歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
二記憶力低下、発語障害	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
一語障害、下肢のしづか	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	頭痛、不眠、眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
月 六		月 六	
四 （四十）		三 （四）	
一セントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	スチレン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	スチレン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	スチレン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
月 六		月 六	
二 （四十）		一 （四）	
蛋白の有無の検査	尿中の潜血及び蛋白の有無の検査	尿中の潜血及び蛋白の有無の検査	尿中の潜血及び蛋白の有無の検査
月 六		月 六	
三 （四十）		二 （四十）	
、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
月 六		月 六	
二 （四十）		一 （四十）	
テトラクロロエタノン（これ重	テトラクロロエタノン（これ重	テトラクロロエタノン（これ重	テトラクロロエタノン（これ重
トを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	トを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	トを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	トを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
月 六		月 六	
一 （四十）		一 （四十）	
P）の検査	D-1ゼ（-G-T）の検査	D-1ゼ（-G-T）の検査	D-1ゼ（-G-T）の検査
月 六		月 六	
二 （四十）		一 （四十）	
一業務条件の簡易調査	一業務条件の簡易調査	一業務条件の簡易調査	一業務条件の簡易調査
月 六		月 六	

五 (四十)			又は取り扱う業務
月六	トリクロロエチレン(これの量をその一パーセントを超えて含有する)の製剤その他の物を含む。」を製造し、又は取り扱う業務	トリクロロエチレン(これの量をその一パーセントを超えて含有する)の製剤その他の物を含む。」を製造し、又は取り扱う業務	往歴の有無の検査 四頭重、頭痛、めまい、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 所見の有無の検査
月六	一業務の経歴の調査 二作業条件の簡易調査 三尿中の潜血検査	一業務の経歴の調査 二作業条件の簡易調査 三尿中の潜血検査	六尿中のトリクロール酢酸又は総三塩化物の量の測定 五皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
六 (四十)			の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
月六	トライレンジイソブチルエーテル(これの重量をその一パーセントを超えて含有する)の製剤その他の物を含む。」を製造し、又は取り扱う業務	トライレンジイソブチルエーテル(これの重量をその一パーセントを超えて含有する)の製剤その他の物を含む。」を製造し、又は取り扱う業務	六尿中のトリクロール酢酸又は総三塩化物の量の測定 五皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
七 (四十)			の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
月六	ナフタレン(これの量をその一パーセントを超えて含有する)の製剤その他の物を含む。」を製造し、又は取り扱う業務	ナフタレン(これの量をその一パーセントを超えて含有する)の製剤その他の物を含む。」を製造し、又は取り扱う業務	六尿中のトリクロール酢酸又は総三塩化物の量の測定 五皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
八 (四十)			の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
月六	ニツケル化合物(これをその重量をその一パーセントを超えて含有する)の製剤その他の物を含む。」を製造し、又は取り扱う業務	ニツケル化合物(これをその重量をその一パーセントを超えて含有する)の製剤その他の物を含む。」を製造し、又は取り扱う業務	六尿中の潜血検査 五皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
九 (四十)			の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
月六	一業務の経歴の調査 二作業条件の簡易調査 三尿中の潜血検査	一業務の経歴の調査 二作業条件の簡易調査 三尿中の潜血検査	六尿中の潜血検査 五皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査



			(五十一)	
の他 の物 を含む。 」の物 をそ の重 量の 一物 を超 えて る。そ のナ ト(別 名P C)又 はロ ルフ エク ノル タク ル(	七 (五 十)	ベンゼン 等を製造 し、又は 取り扱う 業務	六 (五 十)	
月 六	月 六			
他覚症 状況又 は自覺症 状況の有 無の検査	一 調査 二 作業条件の簡易 三 血球系の血液検査 四 白血球数の検査	頭重、頭痛、めまい、四肢のしびれ、食欲不振等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	一 業務の経験の調査 二 作業条件の簡易 三 ベンゼンによるせき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗搔痒感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	一 業務の経験の調査(当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る) 三 ベンゼンによるせき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗搔痒感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
九 (五 十)	八 (五 十)			
化又は 合物の マンガ ンガ	マゼンタ の重量の 一パーセン トを超 えて含 む。そ の他の 物を製 造し、又 は取 り扱 う業 務			状の既往歴の有無の 検査
月 六	月 六			
査一 業務の 経験の 調査	一 調査 二 作業条件の簡易 三 尿中の潜血検査 四 尿尿、頻尿、排尿痛 五 尿沈渣の検査又は尿沈渣による細胞診の検査	尿痛等の他覚症状又は自觉症状の既往歴の有無の検査	一 業務の経験の調査 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る) 三 マゼンタによるせき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗搔痒感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	一 業務の経験の調査(当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る) 三 マゼンタによるせき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗搔痒感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
十 (一 一六)				
業務 の取 り扱 う業 務	ソブチル ケトン の重量の 一パーセン トを超 えて含 む。そ の他の 物を製 造し、又 は取 り扱 う業 務			二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る) 三 マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔貌、膏液、流涎、発汗異常、手指の振戻、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、言語異常等のパーキンソン症候群の既往歴の有無の検査
月 六				
査一 業務の 経験の 調査	一 調査 二 作業条件の簡易 三 眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自觉症状の既往歴の有無の検査	眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自觉症状の既往歴の有無の検査	一 業務の経験の調査 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る) 三 マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔貌、膏液、流涎、発汗異常、手指の振戻、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、言語異常等のパーキンソン症候群の既往歴の有無の検査	一 業務の経験の調査(当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る) 三 マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔貌、膏液、流涎、発汗異常、手指の振戻、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、言語異常等のパーキンソン症候群の既往歴の有無の検査
(三 (六 十)	(二 (六 十)			
トリ フ ラ セ ク	トリ フ ラ セ ク の重 量の 一パ ーセ ント を超 え。そ の其 他の 物を 製造 し、又 は取 り扱 う業 務	溶接ヒューム(この 重量の一 パーセン トを超 えて含 む。そ の其 他の 物を 製造 し、又 は取 り扱 う業 務	溶接ヒューム(この 重量の一 パーセン トを超 えて含 む。そ の其 他の 物を 製造 し、又 は取 り扱 う業 務	二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る) 三 フタルメチルによるせき、たん、仮面様顔貌、膏液、流涎、発汗異常、手指の振戻、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、言語異常等のパーキンソン症候群の既往歴の有無の検査
月 六	月 六			
査一 (業務の 経験の 調査)	五 握力の測定 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣の検査又は尿沈渣による細胞診の検査	尿痛等の他覚症状又は自觉症状の既往歴の有無の検査	一 業務の経験の調査 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る) 三 フタルメチルによるせき、たん、仮面様顔貌、膏液、流涎、発汗異常、手指の振戻、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、言語異常等のパーキンソン症候群の既往歴の有無の検査	一 業務の経験の調査(当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る) 三 フタルメチルによるせき、たん、仮面様顔貌、膏液、流涎、発汗異常、手指の振戻、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、言語異常等のパーキンソン症候群の既往歴の有無の検査

ラミック  
ファイバ  
ー（これ  
をその重  
量の一パ  
ーセント  
を超えて  
含有する  
製剤その  
他の物を  
含む。）を  
製造し、又  
は取り扱  
う業務

従事する労働者に対するものに限る。)  
二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。)  
三 喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査（常時従事する労働者に対するものに限る。)  
四 リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に於けるものに限る。)  
五 せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（眼の痛み等の急性の他覚症状又は自觉症状の既往歴の有無の検査）  
六 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。）

(六十)	(六十)	(六十)	(六十)
四一ノジル及びエミ (これらの塩)	硫酸ジメチル （この他の物を含む。） を製造し、又は取り扱う業務	硫酸ジメチル （この他の物を含む。） を製造し、又は取り扱う業務	硫酸水素 （これをその他の物を含む。） を製造する製剤その他の物を含む。
月六	月六	月六	月六
な調査 一 診査 二 作業条件の簡易な調査 一 業務の経験の調査	二 作業条件の簡易な調査 一 業務の経験の調査	三 硫酸ジメチルによる呼吸器症状、眼の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	四 頭痛、不眠、易疲労感、めまい、易興奮性、恶心、せき、上気道刺激症状、胃腸症状、結膜及び角膜の異常、歯牙の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

(六十)	(六十)	(六十)	(六十)
四一ニル及びエト トロジフエト （これらの塩） を試験研究のため に製造し、又は使用 する業務	四一ニル及びエニル及びその塩による潜血検査	四一ニル及びエニル及びその塩による細胞診の検査	四一アミノジエニル及びその塩による潜血検査又は尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査
月六	月六	月六	月六
顔面蒼白、刺激症状、疲労感、眼の紅斑、瞼瞼症状の既往歴の有無の検査	二 作業条件の簡易な調査 一 業務の経験の調査	三 四一ニトロジフェニル及びその塩による頭痛、倦怠感、めまい、眼瞼瞼症状、疲労感、眼の紅斑、瞼瞼症状の既往歴の有無の検査	四 頭痛、めまい、眼瞼瞼症状、疲労感、眼の紅斑、瞼瞼症状の既往歴の有無の検査

(二)	(二)	別表第四 (第三十九条関係)
超えて含有する 製剤その他 の重量の一 パーセントを 一 作業条件の調査	二 医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査	一 作業条件の調査 (当該業務に常時従事する労働者に対するものに限る。) 二 医師が必要と認め る場合、膀胱鏡検査 又は腹部の超音波によ る検査、尿路造影検査 等の画像検査
る場合、胸部の特殊 感、運動失調、尿の 着色、血尿、頻尿、 排尿痛等の他覚症 状又は自覚症状の 有無の検査	三 オルトトリジン及び ベンジン及びその塩 による潜血検査	五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査

(六)	(五)	(四)	(三)
ベンゾトリク ロリド(これ)	業務 ベリリウム等 を製造し、又 は取り扱う 業務	塩素化ビフエ ニル等を製造 し、又は取り 扱う業務	の物 ナフチルアミ ン及びその塩 二アルファ 一ペータ ナフチルアミ ン及びその塩 三オルト トルイジン 四前三号に 掲げる物をそ の重量の一パ ーセントを超 えて含有する 製剤その他 の物
一作業条件の調査 (当該業務に常に従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) トクリット値の測定	一作業条件の調査 (当該業務に常に従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 胸部理学的検査 三肺換気機能検査 四医師が必要と認め る場合は、肺拡散機能 検査、心電図検査、尿 中若しくは血液中のベ リリウムの量の測定、 皮膚貼布試験又はヘマ	一作業条件の調査 (当該業務に常に従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 球系の血液検査 三白血球数の検査 四肝機能検査	一作業条件の調査 (当該業務に常に従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 等の赤血球系の血液検査(赤血球数、網状赤 血球数、メトヘモグロ ビンの量等の赤血球系 の血液検査)にあつて は、当該業務に常に従 事する労働者に対して 行う健康診断における ものに限る。

(九)	(八)	(七)	
業務 インジウム化 合物(これを 超えて含有す る製剤その他 の物を含む。) は取り扱う	アクリロニト リル(これを その重量の一 パーセントを 超えて含有す る製剤その他 の物を含む。) は取り扱う	アクリルアミ ド(これをそ の重量の一パ ーセントを超 えて含有する 製剤その他 の物を含む。) は取り扱う	二末梢神經に関する神経学的検査 一作業条件の調査 二血漿コリンエス テラーゼ活性値の測定
一作業条件の調査 (当該業務に常に従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二医師が必要と認め る場合は、胸部のエツ クス線直接撮影若しく は特殊なエツクス線撮 影による検査(雇入れ 又は当該業務への配置 におけるものを除く)	一作業条件の調査 (当該業務に常に従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 胸部理学的検査 三骨髄性細胞の算定 四医師が必要と認め る場合は、胸部のエツ クス線直接撮影若しく は特殊なエツクス線撮 影による検査、喀痰の 細胞診、気管支鏡検査 又は腎機能検査	一作業条件の調査 (当該業務に常に従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 等の赤血球系の血液検査(赤血球数、網状赤 血球数、メトヘモグロ ビンの量等の赤血球系 の血液検査)にあつて は、当該業務に常に従 事する労働者に対して 行う健康診断における ものに限る。	二医師が必要と認め る場合、特殊なエツ クス線撮影による検 査、喀痰の細胞診、気 管支鏡検査、頭部のエ ンザクス線撮影等による 検査、血液検査(血液 像を含む。)、リンパ節 の病理組織学的検査又 は皮膚の病理組織学的 検査

(十)	(十)	(十)	
塩化ビニル (これをその 重量の一パー セントを超 えて含有する 製剤その他 の物を含む。) は取り扱う	エチレンイミ ン(これをそ の重量の一パ ーセントを超 えて含有する 製剤その他 の物を含む。) は取り扱う	アルキル水銀 化合物(これ をその重量の 一パーセント を超えて含有す る製剤その他 の物を含む。) は取り扱う	エチルベンゼ ン(これをそ の重量の一パ ーセントを超 えて含有する 製剤その他 の物を含む。) は取り扱う
一作業条件の調査 (当該業務に常に従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二医師が必要と認め る場合は、胸部のエツ クス線直接撮影若しく は特殊なエツクス線撮 影による検査、喀痰の 細胞診、気管支鏡検査 又は腎機能検査	一作業条件の調査 (当該業務に常に従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 胸部理学的検査 三骨髄性細胞の算定 四医師が必要と認め る場合は、胸部のエツ クス線直接撮影若しく は特殊なエツクス線撮 影による検査、喀痰の 細胞診、気管支鏡検査 又は腎機能検査	一作業条件の調査 二血液中及び尿中の 水銀の量の測定 三視野狭窄の有無の 検査 四聴力の検査 五知覚異常、ロング ルグ症候、括抗運動反 復不能症候等の神経學 的検査 六神経学的異常所見 のある場合で、医師が 必要と認めるときは、 筋電図検査又は脳波 検査	一作業条件の調査 二胸部理学的検査又 は胸部のエツクス線直 接撮影による検査 三呼吸器に係る他覚 症状又は自覚症状があ る場合は、肺換気機能 検査 四脳波検査

(十一)	(十)	(十)	
カドミウム又 はその化合物 をその重量の 物	オルトイフタ ロジニトリル (これをそ の重量の一パ ーセントを超 えて含有する 製剤その他 の物を含む。) は取り扱う	塩素(これをそ の重量の一パ ーセントを超 えて含有する 製剤その他 の物を含む。) は取り扱う	カドミウム又 はその他の物 を含む。)を製 造し、又は取 り扱う業務
一作業条件の調査 (当該業務に常に従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二医師が必要と認め る場合は、胸部のエツ クス線直接撮影若しく は特殊なエツクス線撮 影による検査、喀痰の 細胞診、気管支鏡検査 又は腎機能検査	一作業条件の調査 二赤血球数等の赤血 球系の血液検査 三てんかん様発作等 の脳神経系の異常所見 の検査 四胃腸症状がある場 合で、医師が必要と認 めるときは、肝機能検 査又は尿中のフタル酸 の量の測定	一作業条件の調査 二赤血球数等の赤血 球系の血液検査 三てんかん様発作等 の脳神経系の異常所見 の検査 四胃腸症状がある場 合で、医師が必要と認 めるときは、肝機能検 査又は尿中のフタル酸 の量の測定	カドミウム又 はその他の物 を含む。)を製 造し、又は取 り扱う業務





(一) 十四	ニツケルカルボニル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	ニトログリコール(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	ニトログリコール(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	ニトログリコール(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
(二) 四十	クロルベンゼン(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	二 赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハイソン小体の有無等の赤血球系の検査又は循環機能検査	一 作業条件の調査 二 尿中又は血液中の心電図検査	一 作業条件の調査 二 尿中又は血液中の心電図検査
(三) 五十一	六 医師が必要と認められる場合は、尿中のアミニノエノールの量の測定又は血液中のニトロソニアミン及びヒドロキシアミンの量の測定	五 神経学的検査 六 医師が必要と認められる場合は、尿中のアミニノエノールの量の測定又は血液中のニトロソニアミン及びヒドロキシアミンの量の測定	四 医師が必要と認められる場合は、自律神経機能検査(薬物によるもの除外)、肝機能検査又は循環機能検査	四 医師が必要と認められる場合は、胸部理学的検査(薬物によるもの除外)、肝機能検査又は循環機能検査
(四) 四十	七 ベンタクロル(別名P.C.P.)又はそのナトリウム塩(これらをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	八 パークソン症候群の検査又は腎機能検査	九 ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務	十 沸化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
(五) 五十	八 リフラクトリーアイバ(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	九 リフラクトリーアイバ(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	十 リフラクトリーアイバ(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	十一 一作業条件の調査 二 医師が必要と認められる場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経学的検査
(六) 五十一	九 フェノール、キノソイミン等を製造し、又は取り扱う業務	十 ベンゼン等の代謝物の量の測定	十一 一作業条件の調査 二 医師が必要と認められる場合は、胸部理学的検査(エツクス線撮影による検査)又は鼻腔の耳鼻科学的検査又は鼻腔の耳鼻科学的検査	十二 ケルの量の測定、胸部のエツクス線直接撮影による検査、喀痰の細胞診、皮膚貼布試験、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿細管機能検査又は鼻腔の耳鼻科学的検査

<p>別表第五(第三十九条関係)</p> <p>一 インジウム化合物を含有する製剤その他の物。ただし、インジウム化合物の含有量が重量の二パーセント以上であるものを除く。</p> <p>二 塩化ビニルを含有する製剤その他の物。ただし、塩化ビニルの含有量が重量の二パーセント以下であるものを除く。</p> <p>三 オーラミンを含有する製剤その他の物。ただし、オーラミンの含有量が重量の二パーセント以下のものを除く。</p> <p>四 オルトートルイジンを含有する製剤その他の物。ただし、オルトートルイジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。</p>	<p>(五) (五十)</p> <p>次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務</p> <p>一 四一アミノジフェニル</p> <p>二 四一ニトロジフェニル</p> <p>三 前二号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他</p>	<p>(四) (五十)</p> <p>硫酸ジメチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 胸部理学的検査又は胸部のエツクス線直撮影による検査</p> <p>三 医師が必要と認める場合は、腎機能検査又は肺換気機能検査</p>
--	--	--	--

四 クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物。ただし、クロム酸又はその塩の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

五 クロロメチルメチルエーテルを含有する製剤その他の物。ただし、クロロメチルメチルエーテルの含有量が重量の一パーセント以下のもを除く。

六 コールタールを含有する製剤その他の物。ただし、コールタールの含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

七 デジクロロメタンを含有する製剤その他の物。ただし、デジクロロメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

八 重クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物。ただし、重クロム酸又はその塩の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

九 ニツケル化合物を含有する製剤その他の物。ただし、ニツケル化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十 ニツケルカルボニルを含有する製剤その他の物。ただし、ニツケルカルボニルの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十一 パラジメチルアミノアズベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、パラジメチルアミノアズベンゼンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十二 硫素又はその化合物を含有する製剤その他の物。ただし、硫素又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十三 ベータプロピオラクトンを含有する製剤その他の物。ただし、ベータプロピオラクトンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十四 ベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、ベンゼンの含有量が容量の一パーセント以下のものを除く。

十五 マゼンタを含有する製剤その他の物。ただし、マゼンタの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十六 リフラクトリーセラミックファイバーを含有する製剤その他の物。ただし、リフラクトリーセラミックファイバーの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

<p>様式第1号の2(第6条関係)</p> <p>申告基準監督官長印</p> <p>申告書用紙番号: 00000000000000000000</p> <p>年月日</p> <p>申告者姓名</p> <p>1 「事業の種類」欄に「日本標準産業分類」の中から二つを記入すること。 2 申告に必要な事業登記証明及び会員登録証明の提出を要するところ。 3 第一回開催の通常定期会議に於いては、開設方法、開設時期及び開設年月日を記入すること。 4 申告に必要な開設について特設セミナー申告書面提出の開設方法及び開設年月日を記入すること。 5 この申告書に記載せられない事項については、別途に記載して記付すること。</p>	<p>様式第1号の2(第6条の3関係)</p> <p>申告基準監督官長印</p> <p>申告書用紙番号: 00000000000000000000</p> <p>年月日</p> <p>申告者姓名</p> <p>1 「事業の種類」欄に「日本標準産業分類」の中から二つを記入すること。 2 申告に必要な事業登記証明及び会員登録証明の提出を要するところ。 3 第一回開催の通常定期会議に於いては、開設方法、開設時期及び開設年月日を記入すること。 4 申告に必要な開設について特設セミナー申告書面提出の開設方法及び開設年月日を記入すること。 5 この申告書に記載せられない事項については、別途に記載して記付すること。</p>
--	--

様式第1号の4（第36条の3の3関係）（表面）

様式第1号の4（第36条の3の3関係）（裏）

様式第2号（第40条関係）（表面）

様式第2号（第40条関係）（裏面）

- 読書

  - 「事業の構図」は、日本損害保険業界の分野により記述すること。
  - 次に(2)の著者名を付けること。
  - (1)選択肢として、作物栽培技術研究会が、特に化学肥料使用規制法第36条の2第2項(2)に規定する農業生産者等に対する販売能力を有する者であることを示す記述の部分。
  - 作物栽培技術研究会が監修した農業生産者等による肥料の販売の写し。
  - (2)の「出荷」は作物栽培技術研究会が「販売」に付ける販売の写し。
  - (3)作物栽培技術研究会が監修第36条の2第2項(2)に規定する個人やサブシングル運営法人の記述の写し。
  - (4)作物栽培技術研究会が監修第36条の2第2項(2)号に規定する時間用雇用者が過去に収集していることと記述の写し。

- 備考

  - 第一次健診診断及び第二次健診診断の「検査又は検査の項目」の欄は、業務ごとに定められた項目についての検査又は検査を記載すること。
  - 「医師の診断」の欄は、異常なし、要検査検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
  - 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就

様式第3号（第41条関係）（表面）



## 様式第7号（第49条関係）

様式第7号(第49条関係)  
製造許可番号 第 号  
特定化物質製造許可証

物質の名前
申請者の住所
申請者の氏名
製造を行う事業場等の所在地
製造を行なう事業場等の名称

空欄は空欄をもととする場合の各欄の規定により、申請のあつた上記物質の製造(申請に従事する法人ににおける製造に限る。)を許可する。  
年月日

済生安衛大臣

## 様式第8号（第49条関係）

様式第8号(第49条関係)  
特定化物質製造許可証 交付申請書

製造許可番号及び許可年月日
新設又は移転等の場所及び住所
両交付文書登録の標示

年月日 住所  
氏名  
済生安衛大臣 構

備考  
1 伝記、申請者が法人である場合は、正しく会社名の欄に記入すること。  
2 伝記、申請者が個人である場合は、正しく氏名の欄に記入すること。  
3 申請者は、新設又は移転等の場所を正確に記載する。  
4 許可年月日を記載する。

様式第9号及び様式第10号  
様式第11号（第38条の17、第38条の1、第38条の17、第38条の1）  
8、第53条関係 削除

様式第11号(第38条の17、第38条の1、第38条の1)  
特定化物質製造販売業者登録証

事業の種類
事業者の本店
事業者の所在地
電話（　） 郵便番号

年月日 事業者登録証

空欄は空欄をもととする場合の各欄の規定により記入すること。  
1 事業の種類の欄は日本標準産業分類の中類に記入すること。  
2 この欄が空欄のときは、いかない場合は(1)に記入して記入すること。